

第112回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第2日)

令和5年6月6日(火曜日)

出席議員 (14名)	1番	大 村 隼	2番	森 脇 裕 和
	3番	幸 田 勝 治	4番	高 見 寛 治
	5番	大 内 将 広	6番	金 澤 孝 良
	7番	児 玉 雅 善	8番	加 古 原 瑞 樹
	9番	千 種 和 英	10番	廣 利 一 志
	11番	岡 本 義 次	12番	山 本 幹 雄
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	小 林 裕 和
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	東口和弘	書記	垣内克巳
	書記	大西由佳		
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町長	庵途典章	副町長	江見秀樹
	教育長	浅野博之	総務課長	幸田和彦
	情報政策課長	三浦秀忠	企画防災課長	大下順世
	税務課長	福岡康浩	住民課長	間嶋博幸
	健康福祉課長	木村昌子	高年介護課長	山崎二郎
	農林振興課長	井土達也	商工観光課長	諏訪弘
	建設課長	笹谷一博	上下水道課長	古市宏和
	上月支所長	福岡真一郎	南光支所長	安東さゆり
	三日月支所長	横本宗治	会計課長	内海義文
	教育課長	宇多雅弘	生涯学習課長	高見浩樹
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

日程第1．一般質問

午前10時00分 開議

議長（小林裕和君） おはようございます。

議員の皆様、また、町当局の皆様には、おそろいで、ご出席を賜り、誠に御苦労さまでございます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。それでは、日程に入ります。

日程第1．一般質問

議長（小林裕和君） 日程第1は、一般質問であります。

10名の議員から質問の通告を受けておりますので、通告に基づき順次、議長より指名いたします。

まず、初めに、11番、岡本義次議員の発言を許可します。

〔11番 岡本義次君 登壇〕

11番（岡本義次君） 皆さん、おはようございます。11番議席、岡本義次でございます。

佐用から北のほうは、もう田植えが済んだようでございますが、私、円光寺から南のほうにつきましては、今、最中、これからというところが多いと思います。

田植えが終わり、それが災害もなく秋にはたわわに実ってくれることを願っております。今日は、4件の一般質問をさせていただきます。

まず、1件目は、提案制度の設置を望むということで、役場職員が各部署で、こうしたら町がよくなるか、職員間で情報を共有し、各部署から改善提案を上げさせる制度を設置してはどうか。既に取り組んでいるものがあるならば、現状を聞きたいと思います。

例えば、農林振興課では、こうやれば獣害被害が減って収穫が上がった。生涯学習課では、こんなことをして町民への本の貸出しが前と比べてすごく増えたなど。各部署・各課の成果については、庁舎内会議に諮り、ランクをつけ、ボーナスにも反映するような制度の導入を検討したらどうか。各部署で提案できることはたくさんあると思います。

この席からは以上です。また、後の再質問並びに、あとの3件につきましては、議員席からの質問といたします。

議長（小林裕和君） はい、答弁、庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） 皆様、改めまして、おはようございます。

今日、明日にかけての一般質問、今回、10名の議員の皆さんから、たくさんの質問をお受けしております。それぞれ、お答えをさせていただきますけれども、1日5名ということで、かなりタイトな日程になっておりまして、できるだけ丁寧にお答えをさせていただ

きたいと思います。

それでは、最初に岡本議員からの質問であります。まず、提案制度の設置を望むということについてのご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、まず、各部署から政策提案を上げさせる制度を設けてはどうかというご質問でございますが、これまでも、岡本議員からは、何度も同じような趣旨の提案をいただいているところであります。

私も、こういう町行政の運営に当たっては、以前から、職員の考えや提案を受ける。そうしたものを施策に反映させる制度というものに取り組んでおります。庁舎内における現在提案制度といたしましては、平成 24 年度以降、もう 10 年近くになりますけれども、政策調整会議及び政策決定会議として、制度を設けているところでございます。この制度について、改めて、説明をさせていただきますが、ハード事業については 1,000 万円以上、ソフト事業については予算額 500 万円以上の比較的予算規模の大きい新規事業を対象として、町の施策としての妥当性を検討して実施事業として、議会への予算提案に先立って審議するものであります。各課から計画提案をしたい事業について、事業内容のほか、事業目的、社会情勢や地域課題などの現状・背景の分析、事業効果、また、予算規模とその財源などを記載する事業提案シートを提出いただいて、副町長を筆頭として、総務課長、財政室長、企画防災課長、まちづくり企画室長をはじめ各担当及び提案部署で構成される政策調整会議で審議をし、次の段階として、町長と政策調整会議メンバーで構成される政策決定会議において、その事業が町のために真に必要な事業かどうか、また、費用対効果を勘案して、地域課題の解決や町民福祉の向上につながるかを審議し、適宜、その内容や予算規模の見直し及び調整を図った上で、最終的に妥当と判断された事業については、年度事業計画を立てて、予算化をし、議会にお諮りさせていただいているところでございます。

直近 3 年間でこの制度を通じて妥当と判断され、予算化対象となった新規事業の件数を申し上げますと、令和 3 年度分は 9 件、令和 4 年度分は 10 件、令和 5 年度分は 13 件ございました。

この制度を通して職員からのボトムアップ型の施策提案の実現に努めるとともに、政策調整・決定会議で挙げられた意見や結果については各課にもフィードバックし、各部署における行政課題や施策の横断的な把握にもつなげているところでございます。

また、このほかにも役場職員が職員間で情報共有し、町の将来を考える場の一例として、昨年度に、佐用町の新たな協働のまちづくりを考えるワーキングチームにおいて、各課から選任された中堅職員が、協働のまちづくりの取組の中で、地域の負担軽減に向けた見直しや改善に向けてできることについて、部署横断的に計 3 回のグループワークを行いました。その結果、新たな協働のまちづくりのテーマとなる縮充の実現に向けて、「若者が参加しやすい環境づくり」や「良いものを磨く、育てていくと言う意識の醸成」などの考え方が提案され、今年度からの縮充の展開に向けた足掛かりの 1 つとなったところでございます。

次に、各部署・各課の成果については、庁舎内会議に諮りランクをつけて、ボーナスにも反映させるような制度の導入を検討したらどうかというご質問でございますが、職員ごとの業務の成果や能力の評価につきましては、既に、平成 28 年度より全職員を対象とした人事評価制度を導入しており、その評価結果は、平成 30 年度より賞与のうち勤勉手当の支給率に反映をさせることといたしております。

具体的には、各課室において年度目標を設定し、各職員がその目標に即して設定した個人目標に対する成果を評価する業績評価と、各職員の働きぶりを評価する能力評価について、4 月から 12 月を評価期間として合計 100 点満点による自己評価を行い、その採点結果に対して各所属長等が調整を行い、各職員の評価を行うものでございます。

評価結果は、副町長・教育長・会計管理者・総務課長で構成する人事評価審査委員会による審査を経て「特に良好」から「良好でない」までの5段階で評価を行って、4%からマイナス4%の成績率を勤勉手当の支給率に反映をしているところであります。

地方公務員法においても「任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならない。」とされており、役場の業務は民間企業のように業績に対する評価が非常に難しい側面もあるものの、職員の仕事の成果や働きぶりを公平で客観的な指標をもって評価することは必要不可欠となっております。

日本全体で人手不足が課題となっている中、町においても、人材の確保は大きな課題として、今後も職員の評価をできる限り適正に行うことによって、職務に対する意欲の向上や働きやすい職場づくりに努めてまいりたいというふうに考えております。

なお、議員ご指摘の各部署・各課の成果に対する評価にランクをつけてはどうかということについてであります。各課単位での成果に対する評価は現在行っておりません。

役場の業務は、各課にその業務内容や目的が非常に多岐に亘っており、その成果の優劣を単純に比較するものではございませんし、ましてやランクづけできるような客観的な指標を設けることは困難であると考えますので、現状そのような制度の導入については検討するつもりはございません。

以上、ご質問に対するこの場での答弁といたします。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 今、町長から答弁がございましたけれど、令和3年9件、令和4年10件、令和5年13件あったと聞いております。この分につきましては、ほかの職員が、どうなんですか、244名ですか、正職員、そして再任用とか、非正規の方を合わせたら550人ほどいらっしゃるって、3人寄れば文殊の知恵で、180からの文殊の知恵ができております。職員の方、みんな優秀な方でございますが、これ、出された人は何人ぐらいあったんですか。この件数では。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） あの、岡本議員の思いとしては、職員が、みんなが一人一人が出せば、たくさんの意見を出せばいい提案なり、計画ができるだろうと、事業ができるだろうというふうにお考えだと思うんですけども、しかし、たくさんのものが集まっても、それぞれが、仕事を別々の、いろいろな担当をしております。それに、できるだけ深い、やっぱり関係を持って、そういう仕事に当たっている部署、その内容については、その部署の者が、まず、中心になって考えないと、みんながたくさん集まったからと言って、私は、いい意見なり、そういう提案ができるものではないというふうに思っております。

だから、今回の、ずっと続けておりますけれども、毎回、そうした各、それぞれ農林振興課なら農林振興課、福祉課なら福祉課、また、健康福祉課なんかは、こういうことしたい。するべきじゃないかと、そういう提案が、当然、そこからあるわけです。それは、各課の中で、やっぱり職員が日頃の業務を通して、皆さん、それぞれ職員、若手の職員から管理職までが、中で、やはり十分に、そこで議論をして、協議をして、そのものを持って、町

としての、町としての施策に上げていこうと、これは、やはり事業として、事業というものは、町単独だけでできるものではない。やはり国や県との、やはり、いろんな制度の関係、そういうものを、やっぱり、ちゃんと把握していないと、財源というものが必ず、そこには必要になってきます。そうした財源も、町単独だけの財源でできるものではないものが多いわけです。

だから、そういう国の、それぞれの制度と、各省庁の担当制度というものも分かっていないと、そういう何でも思いつきで、こういうことしたらというだけのものでは、実際の事業にはなりませんので、そういう形で、それぞれが必要な、今の時代、こういうことをやったらどうかという提案をしてきているわけです。

ですから、何人の者がしてきたと、そういうものではありませんので、そこは、十分にご理解いただきたいと思います。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 提案 A 4 の用紙に提案、提出というような感じで、私は、これについては、このように思う。そして、これをどのようにしたら改善できてよくなると思うというようなことを、ずっと、自分が勉強したことやら、また、今まで自分が仕事やっていきよることで、やっぱり出すことによって、私は、今の役場の職員は、みんな、立派な方で、中身もかっちりされて、優秀です。しかし、これをやれば、さらに 2 倍ぐらいは、私、佐用の町がよくなると思いますよ。これをずっとやって。

他山の石として、よそでこういうことやっておるけど、これを佐用でやってみたらいけるんじゃないかというようなやつもあると思うし、新聞やテレビなんか、私、よく BS でずっと勉強させてもらいよんやけど、ずっと、そういう世界の情勢で、日本だけじゃなくて動いております。

ですから、そういう中で、やっぱり、そういう制度を取り入れたら、ここにも、これ日経新聞ですけれど、オムロンが提案営業にしたら 35% の、こういう収益伸びたというふうに乗ってございます。

ですから、絶対、これは私は、みんなが取り入れて、頑張っていくという方向にさせていただいたらと思います。

そして、朝、点呼にでも 3 分間スピーチで、佐用はどうしたらよくなるかというようなことも、順番に一人ずつでもやっていったら、そういう気持ちを、みんなが、佐用の町をどうしたらよくなるんかというようなことを常に持っておったらね、また、もっと、もっと、佐用の町が、今以上によくなってくると思いますので、ひとつ考えていただきたいと思います。

この分につきましては以上です。頑張ってもらいたいと思います。

それから、2 つ目に入ります。

人材育成の体制について、人材育成について、町では具体的にどのような体制、対策を実施しているのか伺います。

議長（小林裕和君） はい、庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、岡本議員からの2点目の人材育成の体制についてということで、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、人材育成については、町では具体的にどのような体制、対策を実施しているのかというご質問でございますが、町におきましては、佐用町職員人材育成基本方針を平成26年10月に策定し、人材育成の目的は職員一人一人の資質の向上にあり、さらに、職員同士が連携することにより組織力の向上を図り、最終的には、町民サービスの向上につなげるといたしております。その考え方にに基づき各種研修への参加や各職場での実務経験等による人材育成に取り組んでいるところでございます。

まず、具体的な職員研修の内容といたしましては、兵庫県自治研修所が実施する監督職等の職位ごとの研修、政策づくりや行政法等の専門的な研修、また、キャリア形成や外部人材から学ぶ研修等の自己啓発に関する研修に参加をさせております。

そのほかにも、兵庫県町村会が実施する課長・係長・中堅職員・新入職員を対象とした研修、兵庫県市町振興課が実施する専門分野に特化した実務担当者研修、播磨自治研修協議会が実施する税務担当者向けの専門研修やマニュアルづくりの研修等の構成市町の実施希望を基に構成した様々なアプローチの研修、全国市町村国際文化研修所が実施するデジタル人材育成等の時代の変化に対応するための意欲と能力を備えた人材育成のための研修等への参加もでございます。

庁内では、実施する研修といたしましては、新入職員を対象とした研修はもちろんのこと、毎年テーマを設定し、外部講師を招いた研修も行っているほか、企画防災課の取組として、入庁2、3年目の職員を対象に、官民間問わず様々な施設や店舗を訪問するフィールドワークやプレゼンテーションを中心とした研修等の新たな試みも実施をしております。

次に、職場での実務経験による人材育成につきましては、日頃からの上司や先輩職員からの指導や助言による実務経験の積み重ねということになります。そのためには、先ほど「提案制度の設置を望む」のご質問にもお答えをさせていただきました人事評価制度ともあわせながら、職員一人一人が資質の向上を図ることが、人材育成の根幹であるというふうに考えております。

また、兵庫県市町振興課に研修生という形で職員も派遣しており、兵庫県内の市町の情勢を直接的に知ることができ、広い視点から物事を考える力が醸成され、県職員との交流も深めることにより、帰庁後においても、スムーズに業務遂行ができるものというふうに考えております。

令和5年度は、市町振興課には派遣しておりませんが、行政のデジタル化を推進する目的で、令和5年度は神戸市へ派遣をさせていただいております。

そのほか、西播磨県民局光都土木、播磨高原広域事務組合、にしはりま環境事務組合、兵庫県農業共済組合、後期高齢者医療広域連合、そして、西はりま消防組合など多数の団体に職員を派遣しており、役場と違った環境において業務を、それぞれが行っております。この点におきましても、職員の資質の向上につながっているものというふうに考えております。

今後も役場内での研修だけで満足するのではなく、住民の皆さんの視点に立って行動するとともに、職員同士が連携し、一体となって業務に取り組むことにより、役場全体としての組織力向上にも努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 今、町長からの答弁がございましたけれど、たくさんの研修、いろいろな各分野におきまして、やられております。

しかし、私、今、ハクビシンとか、そういうやつをネズミ捕りの大きいやつありますね。あれを農林振興課へ借りに行ったんですよ。そしたら、入っても、それが、ストーンとうまいこと落ちないので、それ教えてくださいと言ったら、担当者がおらんで分かりませんと、誰も、ほかの者が、そういう答えですよ。

私は、何回も役場へ来ておるからいいけど、ほかの人だったら、また、出直さんなんしね、そういうこと、5分もあったらね、その課の中で、こうやって説明しておったら、いやこうやったら、パンと落ちるんですよというやつを知っておかんとあかんは。うん。と思います。

それとですね、町長が、今、おっしゃったんですけれど、いろいろな、このやつやってね、私、町長がね、旧佐用町で助役、今の副町長ね、副町長2期やられて、町長2期やられて、合併して5期、9期されておったら、町長は佐用郡のこと、目しぶっておっても分かるわけですよ。ですから、町長が初めから終いまで答弁されるんですけれど、各課長は、町長の顔色ばかり見て、町長がみんな答えてくれるって、そんな雰囲気なんですよ。

ですから、私は、全員協議会とか各委員会でも、もっと課長に答弁させて、第2、第3、そういうなんを育ててもらうためにも、もうちょっと、そういうふうにされたらいかがでしょうか。そこらへんどうですか。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 議会とか、委員会、そういう中で、いろいろな議員の皆さんから、ご質問や、今回でも、今、そういうご質問いただいております。それに対して、まずは、町長が、それに対して答えるというのは、町長の責任であります。町長の職務であります。

ただ、そういう中で、各課の担当課長が、みんな出席をしているわけです。そしたら、そういう私の答弁、それは、やはり、今、私、執行者としての考え方、それを皆さんに申し上げている。そのことは、職員にとっても、何も、町長が何を言っているのか、上の空で聞いているわけじゃありません。みんな、やっぱり、私が、発言した内容については、やはり各課に関係するところは、やっぱり、その方針で、取り組んでいかなきゃいけないと、それぞれが考えて、また、その職務の執行に当たってくれている。私は、こういう答弁の中においても、職員の資質向上を目指して、私自身、それなりに、こうあるべきだと思いつながら答弁させていただいておりますので、その点について、議員のほうから、そういう言い方をされるというのは、私は、議員は、そういうふうに思われるんでしょうけれども、私は、私なりに、しっかりとやらせていただきたいと、そういう方向で、考え方でやっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） こういう本会議については、3カ月、1年に4回ほどあるんですけれど、その中で、やはり町長は、岡本は何回も同じようなことを言うとかいうて言われま

すんやけどね、3カ月たったらね、今のロシア見てみ、ウクライナでもあんな情勢変わって、そしてね、今のコロナの型でも数が増えたり変わってくるんですよ。3カ月もたったら。

ですから、やっぱり、私は、気になったことや、やっぱり、教えてもらわんとあかんことは、何回でも、こうやってでも発言させてもらいます。

ですから、その町長が、今、言われたように、私は、各課長が、ある程度答えて、間違っておったり、それから、いやこれは足らんでというところは、町長が補助いうんか、補完してもらったらいいんですけどね、初めから終いまでというのは、ちょっと、私は、町民の方も、町長ばかりしゃべりよってやなというような感じでね、そういうことを聞きますんでね、それを申し上げたので。はい。

何かあったら。

議長（小林裕和君） 岡本議員、引き続き発言をしてください。

11 番（岡本義次君） そしたら、この分につきましては、以上といたします。

第3番の町営住宅の管理についてということで、町営住宅を退去する時には、畳や壁の塗装とかそのかかった費用は全部退去者が負担すると聞いております。退去時の規則・基準はどうなっているのでしょうか。

私は、町営住宅入居の方とも話をしますが、空き室が多くあるように聞いておりますので、町営住宅の空き室の状況と退去の規則・基準と、そういう関連性はあるのでしょうか。

議長（小林裕和君） はい、庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、町営住宅の管理についてのご質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の町営住宅を退去する時に、畳や壁の塗装とか、壁紙の張替え、それにかかった費用を全部退去者が負担すると聞いている。退去時の規則・基準はどうなっているかということについてでございますが、町営住宅の家賃は、民間住宅のように管理修繕費用を含んだものではなく、公営住宅法に基づき民間の賃貸住宅と比べて特に家賃も低く設定をされているところであります。

そのため、佐用町営住宅条例第24条において退去時の原状回復の一部として、畳の表替え・障子紙の張替え・ふすま紙の張替え等が入居者の費用負担義務として明記をされております。

また、これは町営住宅のしおりにも明記をしており、入居時に説明して入居をさせていただいているところであります。

なお、退去時には事前に担当職員と一緒に部屋の現状確認を行い、例えば、ガラスの破損等があれば、畳、障子、ふすまに加えて請求する旨の確認を行ったうえで退去費用を請求しているところであります。

支払いに関しましては、入居時に敷金としてお預かりをした家賃3カ月分と相殺することも可能でございますが、不足がある場合には、当然、差額分を請求しております。

また、岡本議員のご質問にありますような、町営住宅の空き室の状況と退去時の規則・基準との関連性は、当然、何の関係性もございません。

以上、質問に対するこの場での答弁といたします。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） このことにつきまして、防災無線で、町営住宅の募集、空き室がありますので、入居者を募集しますというのを、何回か、ずっと放送されております。

ですから、もうちょっと、そこらへんに、何か、関連性でもあるのかなど。

そして、また、私が行った時に、ある入居しておった方が、出て来て、そういう答弁を聞きました。全部、自分らが払うようになっておって、もうちょっと、何とかならんのかいなどということがございますので、それだけ空き室があるのであれば、もう少し、何ぼか、町が全面じゃなくても、3分の1でも2分の1でも持ってやれば、もっと、たくさんの方が入ってくれて、空き室がなくなるんじゃないかという気はしておりますので、そこらへんは、担当課長として、どうですか。そのへん何か、考えありますか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、諏訪商工観光課長。

商工観光課長（諏訪 弘君） お答えします。

先ほどの件ですけれども、住宅の退去に当たりましては、これが今、負担していただいている分、それは全てではございません。当然、キッチンでありますとか、窓、そういった部分、そういった部分については、町のほうで負担しておりますので、最低限、先ほど言いましたようなところの部分につきましては、個人負担という形でいただいております。以上でございます。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） そこらへんの中身が、今、こうやって、キッチンとか、そういうようなほかの部分も役場がちゃんとやっておるんでいうことでね、私ら、そこまでは、中身、専門じゃないんでね、分からない。ですから、そういうことも聞いて、その方にもね、また、そのような説明も、会った時にできると思うんですよ。

ですから、そこらへんが、やっぱりもう少し、防災無線で、空き室のあるから入ってくれという中で、そういうふうなこともある程度知らせてやったほうがいいんじゃないかと思うんですよ。

みんな入っておる人、全部全部、こういう中身のこと分かりませんのでね。ええ。そこらへんどうですか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 諏訪商工観光課長。

商工観光課長（諏訪 弘君） お答えします。

当然、防災無線につきましては、限られた中のご案内しておりますので、足りない分については、当然、ホームページ、そのあたりで住宅の、そういった入居に係る募集のご案内をしておりますので、そのあたりでご案内しております。以上でございます。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） ホームページでね、例えば、そうやってインターネットなり、こういうタブレットで見たら分かるんですけど、みんな忙しくてね、なかなかおじいさん、おばあさんが多いし、見よう間ないんです。

そして、町長がいつも言われるのはね、私に聞いてもろたら何でも分かりますよって言われるんですけど、町長も県庁へ行かれたり、東京へ行かれたり、テクノで、議会が多て、外へ出るほうが多いぐらい出よってやでね、なかなか町長にじかに教えてもらうということは、それはできないことですので、そやで、そこらへんは、私は、やっぱり、みんな、田舎の人は、若い人は、みんな働きに行って、このタブレット、そういうことでいろて見ておる間がないと、ほな、おじいさん、おばあさん、タブレットでやりよんかと言ったら、そのほうが少ないと思うんやな。

ですから、やっぱり、そこらへんが、やっぱり、もうちょっと、どう言うんでしょかね、広報にでも、もうちょっと書いてやるとか、詳しく、そこらへんしたほうがいいんじゃないかと思いますが、いかがですか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 諏訪商工観光課長。

商工観光課長（諏訪 弘君） はい、お答えします。

その内容につきまして、不足する分、当然、あるかと思えますけども、そういった部分につきましては、当然、広報、また、商工観光課に来られた時に、そのあたりは十分説明はさせていただいて入居していただくことにさせていただきたいと思っております。以上です。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） まあ、そのように、いろいろ広報に別紙のような格好でも、やっぱり書いて知らせておくということが大事だと思いますので、ひとつお願いしたいと思えます。

それから、次の件に入ります。4 件目。

Jアラートについて。Jアラートが発令された時には、国でも新幹線とかストップさせたりしております。ミサイルが発射された時に、佐用町では、どこへ避難すればいいのか。住民にどのように周知しておるのでしょうか。お伺いたします。

議長（小林裕和君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ご質問の4つ目のJアラートについてのお答えをさせていただきます。

まず、初めに、Jアラートとは、全国瞬時警報システムのことを言いますが、弾道ミサイル情報、緊急地震速報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を携帯電話等に配信される緊急速報メールや、市町村の防災行政無線を自動起動させて、国から住民まで瞬時に緊急情報を伝達する国のシステムでありまして、町が独自に行っているものではございません。

それでは、ご質問の「ミサイルが発射された時には佐用町民はどこへ避難すればいいのか、住民への周知はどのようなになっているのか」ということについて、お答えいたしますが、これはもう、国の指針を、私は、ここで改めて申し上げるしかありません。

国の指針によれば、弾道ミサイルが日本の領土・領海に落下する可能性又は領土・領海の上空を通過する可能性がある場合、国は緊急情報発信対象となる自治体のJアラートを発動させることとなります。

例えば、佐用町が緊急情報発信対象となった場合、国は佐用町の防災無線を自動起動させて、サイレンを鳴らした後、ミサイル発射情報、ただちに屋内避難への呼びかけ、落下場所等についての情報など緊急放送として流します。

また、携帯電話に緊急速報メールで、警報音の後にメッセージが届くとともに、佐用チャンネルでもL字放送が流れることとなっております。

これを受けて、町民の皆様には、国が示す次のような避難行動をとっていただくこととなります。

具体的には、屋外にいる場合、近くのできるだけ頑丈な建物に避難をしていただく。また、近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せて、頭部を守る行動を取っていただくということ、これが国が示す指針であります。

また、屋内にいる場合は、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動していただくなど、少しでも被害が軽減できる行動を取っていただくことを国は求めているところでございます。

以上、ご質問に対するこの場での答弁といたします。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11番（岡本義次君） ミサイルが発射された場合、国でも新幹線を止めたりして、どこへ落ちるか分からんというような格好の中で、円光寺は幸いにもトンネルがありまして、円光寺や下上月の方や仁位、見土路の方は、そこへ駆け込むことができるかも分かりませんが、車が来れば、やはり、また、危ない場合もありますし、どう言うんですか、西の島におきましては、そういう防空壕いうんですか、そういう避難するところを、再度つくるようなことも国は言っておりますね。ですから、そういう今日日、本当に物騒な世の中と申しますか、そういう北の連中は、もう無茶苦茶なことやりますからね、やはり、それにある程度は、国が備えて逃げ込むところ、駆け込むところをつくってやらんとあかんのんじゃないかと思えます。

そうせんと、落ちた場合、やはり、国は、国民を守る。防護する義務がございますので、

やはり、佐用町としても、今、町長がおっしゃったんですけれど、物陰に潜むとか、頑丈なところへ逃げ込むということが、近くに、そういうふうな頑丈なところがあればいいんですけれど、ないことについては、やはり、なかなか、ちょっと、どうなんかなというところがありますので、そこらへんは、もうちょっと、何か、国のことでありますが、やはり、国のことであっても、その県や町は、その備えに準じるような格好で国民を保護、守る義務があると思いますので、そこらへんはどうでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） Jアラートが最近、そうした発信されるということがあるわけですが、私も国のそのほうにも、機会があった時に申し上げたんですけれども、もう少し正確な情報を、きちっと流していただかないと、国民は本当に不安になるだけだと思います。

特に、1年ぐらい前でしたかね、北海道から東京にかけてとか、その全国に発信するというような、弾道ミサイルというのは、私らも、専門的に追跡する、そのシステムというのは分かりませんが、少なくとも迎撃をするということを考えると、大体発射して落ちる場所というんですか、飛んでくる位置というのは、ある程度、もっと細かく正確に分らないと、迎撃ができないはずじゃないですかと。それを、北海道から東京のほうまでかけて、その新幹線も止まったり、鉄道を止めたり、こういうことを繰り返すようでは、それは、やはり国民から見て、そのJアラートに対する信頼性もなくなりますよということを、そういう場所がちょっとあって、申し上げたことがあります。

国も、そういうJアラートシステムの、まだまだ十分なあれが、精度がないということだというふうに、その担当のほうは答えておりましたけれども、ただ、そうであっても、先ほど、岡本議員もお話のように、じゃあ、どこに落ちると言われても、そこに避難する。日本の国というのは、そういう防御というのがないわけですね。都市部であれば、地下鉄の駅とか、そういうものが1つの地下防空壕になるんでしょうけどもね、ここに国が、私も、それしか言いようがないので、話して、お答えしましたけども、家の中にいてとか、物陰に隠れて、ほな、そこに落ちてしまったら、もうそれで終わりですし、逆に、それ以外のところについては、避難しなくても、別に大きな被害はないと。全く被害がないということになるのでね、それは、やはり日本の国の事情じゃないかと、これからの問題として、やはり、台湾なんかは、聞くところによると、国民の何倍もの者が避難できる、そういう防空壕、避難所が設置されているとか、今、私も詳しくは分かりませんが、多分、ウクライナなんかは、あれだけロシアの砲撃を受けて、ミサイルの攻撃を受けて、たくさんの方が亡くなっておられますけども、しかし、それでも被害としては、1人や2人とか、何人とかいうような被害で済んでいるというのは、それぞれの長い歴史の中で、そういう紛争が度重なり、そういうことに備えて、各家庭、民家、住宅にも、地下の、そういう避難できるような施設が、そういう部屋がつくられているということを聞きます。

だから、そういうものがない限り、今の日本の家屋の中に入ったって、木造の家屋の中に潜んでも、たまたま、外に近くに着弾して、例えば、それが破裂した。破片が、そこで防げるということはある。だから、被害を軽減することはできるんでしょうけども、直撃されれば、木造の建物なんかは、もう即、木っ端みじんになるわけですから、だから、そのへんは、国が今後、こうした今の国際情勢が非常に不安定になり、北の、いろんな脅威と言われる。また、中国も台湾の有事とか言われるような中で、どう国民を守るのか、情報

だけを発信したとしても守れるわけではありません。

ただ、情報は、ただ、それを行動するための1つのツールですから、ですから、その後、どこへ本当にね、避難していくのかというようなことまで含めた、もっと、もっと、これからの日本の課題ではないかなと、私は、思っております。以上です。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 日本も北海道から、いわゆる南の島までだったら、2,000 キロも、2,500 キロもあるわけでございますが、どこへ飛んで来て、どこへ落ちるかって、今、町長、おっしゃったような格好の中で、なかなか分かるものでもないし、発射された時に、瞬時にどこへ飛んで来よるといふのをつかまえて、それを対処するということではあるんですけどね、私ね、今から 60、70 年前に、相生の若狭野でシェルターを造って、新聞やテレビで、相生の市議会議員でした。10 期出ておる。ちょっと、うちと親戚になるので、なんちゅうおやじ、こんな造ってって、思っておったんですけど、それが、やっぱり現実のものとなってきたような格好で、なかなか、先を読んでおったのかなというような気もするわけですけど、本当に、これだけは、台湾じゃないですけど、所々に、みんなが逃げ込んだり、街であれば、そういう地下鉄とか、そういうとこ、頑丈なとこがありますので、そういうふうなとこへ避難するといふのも1つの手段かも分かりませんが、やはり、日本も、そういうことを、そういう各地域につくっていかんとあかんのんじゃないかと思っております。

いろいろなことで、日本だけで済むわけじゃないんですけど、それだけ、世界が1つになった中で、いろいろ悪いことも、ええことも瞬時のうちに起きますので、この問題は、以上といたします。

はい、ありがとうございました。

議長（小林裕和君） 岡本義次議員の発言は終わりました。

続いて、5 番、大内将広議員の発言を許可します。

〔5 番 大内将広君 登壇〕

5 番（大内将広君） 5 番議席、公明党、大内将広です。よろしくお願ひします。

今回の一般質問は、3 点行います。

まず、1 点目ですが、獣害対策について。

①、鹿、イノシシ、猿、などの獣害は深刻で、数年前に補助金で大きく囲んだ電気柵、フェンスなどを設置したが、防ぎきれずにその囲いの中に囲いをする状態になっている。それには補助金が出ない。大きく囲んだグループの中には農業をやめられた方もいる。また耕作される方も減少している。農耕を続ける意欲のある方に対して小規模、個人であっても、補助金が出るようにならないか。

②、猿被害の対策では、音による追い払う方法はあまり効果がないと聞いています。電気柵と猿用のフェンスを兼用すれば効果があると思いますが、しかし、畑をされている方なんかは小規模なので補助金が出ないということが多いと思います。その点を負担が大きく対策できていないのが現状でないかと思ひます。

また、近年、猿が増えている原因はどこにあるのか。駆除はできないのかということ

す。

③番、夏の時期に猟友会の方に駆除してもらっているが、暑さで、人、猟犬の双方の負担が大きい。猟師も高齢化になっているため、もう少し手当を上げてもらえないかの要望もある。対処できないか。

以上です。

あと2点は、指定の場所でさせていただきます。

議長（小林裕和君） はい、答弁、庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、大内議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、獣害対策についてでございますが、①点目の農耕を続ける意欲のある方に対して小規模、個人であっても、獣害柵の補助金が出るようにならないかということについてでございますが、昨年度の防護柵設置補助金につきましては、18地区に約1,600万円の補助を行い、令和5年度においても要望のあった24地区に対して2,500万円の予算を計上いたしております。毎年、多額の補助を行っている状況にあるわけでございます。

また、これまでは新設についてのみ補助対象といたしておりましたが、昨年度から、耐用年数を経過し、老朽化した柵の更新についても補助対象とさせていただいております。

しかし、議員もご承知のとおり、それぞれ、予算にも限りがございますので、全ての要望に対応できないために、新規設置を要望された集落を、まず、優先的に補助をさせていただいているところでございます。

また、議員ご発言の数年前に補助金で大きく囲んだ電気柵、フェンスを設置したが被害が防ぎきれないことについては、せっかく設置したフェンス等の管理不足に起因する場合がございます。効果を最大限に発揮するためには、集落が主体となって、設置されたフェンスがしっかりと機能しているか定期的に確認し、不良箇所を修理することが非常に重要であります。そのため、集落からの申請の際には、柵の管理についてのアドバイスとともに柵の点検をお願いをしているところでございます。

いずれにいたしましても、各集落が主体となって獣害対策を行っていただくこと、また、財政の効果的な運用が重要でありますので、個人への補助については、地形上、やむを得ない場合を除いて、原則として対応をいたしておりませんが、例えば、猿用の防護柵であれば、設置箇所は畑作されているほ場のみであることから、個別であっても対応をさせていただいているところであります。

次に、②点目の猿被害対策についての質問にお答えをいたします。

佐用町における猿の被害は、主に、三河地区、石井地区、海内地域で多く発生をしております。その原因についてでございますが、まず、猿の生態として、群れの中で生まれた雄は4歳をすぎると群れを放れ、単独行動をするハナレザルとなります。若い雄同士で数頭のグループを形成することもあります。このハナレザルのグループが増えて各地に出没しているのではないかと推測をされます。

この対策として、鳥獣被害対策実施隊によるパトロールを強化し、地元住民による爆竹や轟音玉による威嚇や追い払い活動を行っていただいているところでございます。

このように、猿による農作物への被害を減らすためには、その集落内が猿にとって居心地が悪いところだということを認識させることが重要であります。そのためには、集落ぐるみでの追い払い活動が大切となりますので、令和4年度には、集落ぐるみで煙火消費保安手帳講習会を受けていただいて、追い払い活動を実施してきました。

なお、駆除については、現在も佐用郡猟友会と連携して、農作物に被害を及ぼしているハナレザルグループの捕獲活動を行っておりますが、なかなか簡単には捕獲できないのが現状でございますので、より効果的な捕獲を実施できるように、兵庫県森林動物研究センター等専門機関の指導を得ながら進めてまいります。

議員のご発言の中に「音による追い払いはあまり効果がない」ということでございますが、フライパンや一斗缶をたたく程度の音では確かに効果はないというふうに思いますが、轟音玉は、ご近所の方がびっくりするぐらい、ご迷惑になるぐらいの非常に大きな音を出しますので、確実に追い払うことができます。ただし、猿の出没時に迅速かつ継続的に、これを行っていただくことが重要でありますので、やはり、地域の皆さんに、みんなで協力して頑張っていただくしかないというふうに考えております。

また、猿用の防護柵の設置に対する要望は近年多くて、過去4年間で3集落から17件の申請に対しまして、その延長において3,100メートル余り、補助金にして350万円の補助を交付いたしておりますが、この柵は、非常に効果が高く、被害は防げております。ただし、これも電気柵ですので、継続的な維持管理をしなければ、この効果を維持することはできません。

最後に、③点目の有害駆除にかかる猟友会の手当の増額についてということでございますが、議員のご指摘のとおり猟師の皆さん、また、猟犬の負担軽減及びハンターの高齢化は課題となっております。特に、夏の狩猟においては、猟犬にとって非常に負担が大きく、暑さで猟犬が亡くなる事故も発生をしております。

そこで、今年度より、猟師・猟犬の負担軽減の観点から、ドローンを活用した狩猟の実証実験を既に行っており、今後は、県が国庫補助事業により、実証実験を継続する予定となっております。その実験内容は、ドローンにスピーカーと赤外線カメラを取りつけて、赤外線カメラで鹿などのいる場所を把握しながら、猟犬の鳴き声をスピーカーで鳴らして、鹿を猟師のいる場所にまで追い立てて狩猟を行うというものであります。

また、狩猟の後継者となりうる新規のハンターを確保するため、狩猟免許試験や講習会の費用の一部を助成しているところでございます。

最後に、有害鳥獣捕獲に係る報奨金についてであります。国庫補助金に町費を上乗せして支給をしているところでありまして、近隣の他市町と同程度の金額といたしております。報奨金を増額するだけで捕獲頭数が増えることは当然ありませんし、近隣市町と同額にすることで、いわゆる不正というものが、ある程度あるわけですけれども、そういうことが起きることを想定しているわけですけれども、不正を未然に防ぐ必要があるため、報奨金の引き上げについては考えておりませんので、ご理解いただきたいと思っております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔大内君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大内議員。

5番（大内将広君） 今日の神戸新聞に載っていたんですけども、兵庫県のニホンジカが、今年、最多になっていると。10万年前よりも増えていることが載っていました。

そういうことで、やっぱり鹿の対策も、いろんな方向でしていかないけないのかと思います。

それと、町長が言われました獣害対策にドローン活用というのも同じ江川の仁方のほうでされて、効果が出ていると思います。

そういうことで、いろんな方向で、少しでも獣害対策をしてもらいたいと思います。

予算のこともあるんですけども、小規模でも多少なりと、負担金が全部は出んでも、ちょっとでも出るような方向で、今後、やる気のある方に対して、出るような方向に少しでもならないかなと思っています。その点は、ちょっと、もう一度、お伺いしますが、そのへんは、少しでも考えはないでしょうか。予算のこともありますので、ちょっと、お願いします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） お答えいたします。

先ほど、町長から答弁ございましたとおり、小規模であっても、地形的に囲える範囲が1枚しかなかったとなれば、もちろん1枚でも補助対象とさせていただいております。

できるだけ効果的に、地元負担も当然、必要ですので、効果的に設置していただきたいという思いから、できるだけ団地で。ただ、団地でも川があったり、道があったりで、どうしても開口部ができるところ、そういうところまで団地にしてくださいとは、もちろん、申し上げません。できる範囲で、できるだけ効率的に事業のほうを実施していただきたいという思いから、相談させていただきながら、対応させていただいておるつもりでございますので、個々については、引き続き対応させていただきたいというふうに考えております。

議長（小林裕和君） 傍聴者におかれましては、傍聴中守るべき事項を遵守していただき、静粛に傍聴していただきますよう、よろしく願いいたします。

〔大内君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大内議員。

5番（大内将広君） ありがとうございます。

条件によっては、話合いで出るような感じなので、また、よろしく願いします。その時。

私の地域なんかは、ちょっと、町長が言われたように、ちょっと、管理不足のともありまして、それが、非常に頭が痛いんですが、そのへんも、また、地域の方と相談しながら進めて、ちょっとでもよい方向にしていきたい思います。

それと、うちの地域で数年前に囲んだんですが、ちょっと、囲い方がおかしいと、どうしても、こっちのほうへ、本当は、こっちのほうへ囲んだらよかったないう時が、後の反省なんですけどね、大きく囲った後に、そういう時には、囲い直しというようなことはできるのかな、できないのか、ちょっと、その時の補助いうのは出るのか、出ないのか、ちょっと、お伺いします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） そのご質問に対してなんですけども、一旦設置したところで、

効果が低かったので、もうちょっと、こっちにしたらよかったなとかいうお話、たくさんお伺いします。

そこはもう、材料費に対して助成させていただいたので、移設は、もうしていただいて、全然結構なんです。

移設して、より効果が高いように、一旦、補助をお出ししたものを有効に活用いただきたい。その中で、例えば、老朽化してしまった、耐用年数が過ぎているということでしたら、部分的に更新ということも必要でありましょうし、追加で、この部分を新設したいということも出てくると思います。

いずれにせよ、我々も獣害を守るために、この補助事業を制度化させていただいておりますので、ご相談させていただきながら対応させていただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

〔大内君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大内議員。

5 番（大内将広君） どうもありがとうございます。

また、役場の方と相談しながら進めて行きたいと思います。

そのように、地域の方も進めて行かれると思います。

それで、②番目の猿の対策のことなので、ちょっと、要望があって、昔は、ちょっと、猿のほうも駆除を、町のほうでもしてもらいよったような気がするんやけどいうんは、率先して、猟師に頼んで駆除されていたような感じなんやけど、最近は、そういうことは、してもらえんのんだろうかいうことを言われたんですが、そのへんは、いろんな方向で、猿のほうもやられていると思いますが、捕獲とか、そないなんで、殺すというようなことは、ちょっと、難しいんでしょうか。そういうことですが、ちょっと、質問をお願いします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） 猿に関しては、先ほど、町長の答弁にもございましたとおり、なかなか捕獲が難しい。非常に賢い動物でございますので、おりは町内に数か所設置しております。そこで、捕獲できれば、捕殺、あくまで有害動物ですので、駆除させてはいただくんですけども、なかなか捕獲ができないということでございますので、捕獲も必要なんですけども、一旦は、出没に対して、自己防衛。防護柵なりで守る。一方でも、捕獲の取組はしておるとのことだけご承知おきいただければというふうに思います。

〔大内君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大内議員。

5 番（大内将広君） どうもありがとうございます。獣害対策については、そういうことで、いろんな方向で取り組まれていますので、この件については、終わりとしたいと思います。

続きまして、2点目の質問事項に入ります。

小、中学校の通学道路の横断歩道と通学道路見直しについてです。

通学時、横断歩道がないところや歩道のないところが見受けられる。佐用町の通学道路を調査して、危険区域の対処を検討してもらえないか。

危険区域の例として、①に、佐用高校前の長尾集落道路の朝、夕方の車の通行が多いこと。それから、歩道もないため危険区域と思われる。

②番、佐用中学校の下の道路で、本位田から横坂、横断歩道のないところの道路を横切って、農道を通って行くルートが通学道路になっているというようなことがありました。

ほかのところもあると思いますので、そのへんのところを考えて、検討してもらえないかということです。よろしくお願いします。

議長（小林裕和君） はい、浅野教育長。

〔教育長 浅野博之君 登壇〕

教育長（浅野博之君） それでは、小中学校の、通学路の横断歩道と通学路見直しについて、お答えさせていただきます。

通学路の安全確保については、平成 24 年に京都府亀岡市で、登校中の児童の列に無免許運転の自動車が突入し 10 人が死傷する痛ましい事故を受けて、全国的に通学路の安全が求められる機運が高まりました。

しかしながら、令和 3 年には千葉県八街市で、見通しのよい直線道路を下校中の児童の列に飲酒運転のトラックが突入し 5 人が死傷するなど、依然として、通学路における事故が後を絶ちません。これらの事故を受け、令和 3 年度には国土交通省、文部科学省、警察庁が連携し、通学路の合同点検が実施されることになりました。

佐用町においても、学校とたつの警察署、光都土木事務所、町建設課、町教育課による合同点検を実施し、危険箇所の洗い出しと改善方法について検討を行いました。

その結果、通学路の変更をはじめ、路側帯の白線の引き直しや、ゾーン 30 の路面表示の追加、バス停の移動などの対策を講じてまいりました。

また、各小中学校では、毎年、年度初めに、たつの警察署による交通安全教室を実施するなど、児童生徒の交通安全教育にも取り組んでいるところでございます。

今後も、定期的に通学路の点検を行い、関係機関と連携しながら通学路の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

なお、議員が危険区域の例として挙げられている箇所につきましては、まず、①点目の佐用高校前の長尾集落道路については、佐用長尾区域一帯を、平成 29 年度から令和 3 年度にかけて、ゾーン 30 の路面表示を 10 か所設置したり、消えかかった路側帯白線の引き直しを行っております。なお、該当、児童生徒に対しては、継続的に交通安全指導を行うほか、佐用高校においても、生徒指導部による交通立ち番や高校東側道路では、生徒の乗降をしないよう指導されているところでございます。

②点目の佐用中学校下の町道の横断と、農道を通学路としている件についてですが、中学校においては、本年度から農道を通らないコースに通学路を変更しております。小学校については、通学距離のこともあり、現在、本位田甲の子供たちが利用しておりますが、変更する場合には保護者、PTA、学校、地域、警察等関係者で十分協議し、検討してまいりたいと考えております。

以上、ご質問に対する答弁とさせていただきます。

〔大内君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大内議員。

5番（大内将広君） ありがとうございます。

通学路のことで、長尾のどこ、集落の道路のこと、あそこは、言われたように、ゾーン30という感じで、緑色のよく分かるような線も引かれています。そういうことで、対策はされていると思いますけれども、やはり、車が何ぼかは通っています。あそこの時間帯に、夕方と。それで、あそこのところを、北のほうに上長尾のほうのところに、ちょっと、立て看板が長尾集落の人が立てとってんかなと思うんやけど、何時から何時までは、できる限り通らないでくださいという感じで、ちょっと、時間帯は忘れたんですけど、そないなんが書いてあります。そういう、あれが、ちょっと、看板が、ちょっと小さくて、車を運転しよったら、ちょっと分かりにくいんですけども、あそこを、完全に通らないようにすることは、あそこは、町道になるのかと思うんやけど、そのへんは、どういう感じに、もし町道になるのであれば、ちょっと、そのへんの通勤時は、そこは通らない。通学時は通らないというようなことは、近くの、そこに住んでおられる方は仕方ないとしても、そこを通過して、通勤される方、帰られる方は、この時間帯は通らないように表示をしたらどういでしょうかと思います。その点、お伺いします。

〔建設課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 笹谷建設課長。

建設課長（笹谷一博君） お答えします。

確かに、あの道は町道でございますが、いわゆるスクールゾーンというものだと思いますけれども、その件につきましては、警察公安委員会のほうになりますので、ちょっと、この場では、お答えできません。

〔大内君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大内議員。

5番（大内将広君） 通学路は、答弁あったように、学校の教育、教職員やPTAや町内自治会や警察、それから、道路管理者、土木技師なんかも参加して、定期的に点検されると思うんです。だから、そういうことで、ちょっと、そのへんは、また、検討してもらえたらなと思います。

なかなか、勝手にそこを止めるわけにはいかんみたいなので、そのへんを検討してもらえたらなと思います。

それと、佐用中学校の下の道路、田んぼを通られるところ、あそこ、横断歩道は、公明党の県会議員を呼んで、ちょっと、見てもらったんやけども、横断歩道が、ちょっと、西側の三叉路のところに横断歩道があって、間が短いからつかんいうことと、それから、道路のところに、道路の十字路のところに、真ん中に横断歩道はつけられないので、ちょっと、横につけなあかんということで、なかなか、待機場所いうのか、横断歩道の、反対は歩道があってもいけるんやけど、片一方は農道のとこなので、人がそこに行けないと。立てないというようなことで、ちょっと、つきにくいというのが言われていました。

ただ、ちょっと、僕が気になったのは、佐用高校の前に、門の前に横断歩道があるんで

す。それは、反対側は、人が立てるような感じにないところに横断歩道がしてあるで、別に
いけるんやないかなと勝手に思うんですが、その点は、そうすれば、あそこ、横断歩道を、
例えば、つけれるとしたら、人が立っていたら、絶対に車は止まらなあかんというのが、今、
条件なので、その点で、少しでも、中学校の子が遠回りになるよりは、歩道、あそこ通り
たいだろうなど、本音は思うんですが、その点、どうでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（小林裕和君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 以前にも、そういった、横断歩道をつけてはどうかということもあ
って、距離が、今、ついているとこと、距離が近いから駄目だという話は、私も聞いてお
るんですが、今、保護者の方も朝、何人かで立ち番をされて、安全確認をしながら、児童
が横断しているように聞いておりますので、保護者の方からの要望も、今のところつけて
くれという要望も聞いておりませんし、そういったところで、今後、そういう要望がかな
りあれば、また、検討したいと思えますし、再度、警察のほうに横断歩道はつけれるかど
うかということも、そういった要望があれば、また、聞いてみたいと思えます。

〔大内君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大内議員。

5番（大内将広君） どうもありがとうございます。

そういうことで、これから、小中学生の通学道路、いろいろと、年1回か何回かは、常
に点検されながら、されていると思えますので、今後とも、安全に通学できるように、よ
ろしく願いしまして、この件については、終わりたいと思えます。

最後に、3点目ですけれども、熱中症対策の推進についてということです。

気候変動の影響により、国内の熱中症死亡者数は増加傾向が続いており、今後、地球温
暖化が進行すれば、極端な高温の発生リスクも増加すると見込まれ、我が国において熱中
症による被害が拡大するおそれがある。こうした状況を踏まえ、熱中症の発生の予防の取
組を一層強化することが必要と考えます。

①、熱中症対応マニュアル等の作成やWBGT暑さ指数の認知度向上や行動変容につな
がる情報発信も必要と考えるが見解をお伺いします。

②番、熱中症による、救急搬送者の約5割を占める高齢者への効果的な熱中症予防を進
めるため、介護や地域保健部門の関係者と連携し、どのような取組を進めておられるのか。

③番、節約意識が高い方が多い中、熱中症特別警戒情報が発令された時に、躊躇なくエ
アコン使用できる環境の整備が必要と思えます。電気代の高騰への対応を含め、低所得者
等に対して適切な支援が必要と考えるが見解をお伺いします。

④番目、公立小中の普通教室の空調施設の設置は済んでいるが、通学時の熱中症予防対
策と、熱中症警戒情報が発令された時の対応はどうされているかお伺いします。

以上です。

議長（小林裕和君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、大内議員からの熱中症対策の推進についてのご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

議員ご指摘のとおり、近年では、春と言われる4月や5月でも日本各地で、気温25度を超す夏日はもちろん、30度を超す真夏日、また、35度を超す猛暑日を記録することもあり、夏だけに限らず熱中症になる危険性が増えてきております。そのため、テレビなどの報道や天気予報では、全国的に気温が高くなる予想があれば、積極的な注意喚起が行われており、町でも様々な機会に、予防策・対応策の情報発信に努めているところでございます。

さて、①つ目のご質問であります熱中症対応マニュアルの作成、暑さ指数の認知度向上、行動変容につながる情報発信などの取組はどうかということについてお答えをさせていただきます。

町では、熱中症に関しては、佐用消防署と連携し、熱中症の予防策を中心に広報紙で注意喚起を行い、町民の皆様への行動変容につながるように努めております。また、夏に実施している特定健診で、高齢者を中心に、熱中症対策を含む夏場での体調管理など、必要に応じて保健指導も行っておりますが、冒頭にも述べましたが、多くの報道機関が、熱中症への注意喚起や予防方法、また、熱中症になってしまった場合の対処方法について情報を発信しているほか、天気予報でも、翌日に想定される熱中症にかかる危険度の報道がなされております。それらも含めると、予防策、対応策を含め、私たちの日常生活の中には、熱中症に関する多くの情報が現在存在する状況にあります。

佐用町の救急搬送データで、令和元年から令和4年に熱中症と診断された方の人数を見ますと、令和元年に21人、令和2年に17人、令和3年に13人、令和4年に9人と、年々減少傾向にあります。当然、ゼロ人ではありませんが、これは、町が発信したものも含む様々な、そうした熱中症に対する注意喚起が、町民の皆様への行動変容につながり、熱中症に留意しながら生活を送る人たちが増えているからというふうと考えております。

今後も町の広報媒体などを活用して、熱中症予防・対策について情報発信するとともに、必要に応じて、高齢者など、リスクの高い人々への啓発活動を展開してまいりたいというふうと考えております。

次に、熱中症のハイリスク者である高齢者に対し、介護や保健部門の連携した取組はについてお答えをさせていただきます。

熱中症のハイリスク者である高齢者については、コロナ禍によるマスクの着用など、熱中症になる可能性がより高くなってまいりました。そのため、町内各地で行われている「いきいき百歳体操」のグループリーダーの皆様に対して、コロナ禍での熱中症予防について周知するリーフレットを配布し、適切なマスクの着脱や、休憩と水分補給など、活動中での熱中症予防について呼びかけを行っております。そのほか、「いきいき百歳体操」の場に職員が赴き、参加する高齢者の皆様へリーフレットを配布・説明するなど、室内熱中症の原因の周知を行い、こまめな休憩、水分補給などの啓発を行うほか、福祉施設などの職員を対象とした熱中症予防講座を開催しております。

また、毎月、65歳になる町民の皆様には、介護保険証とともに、ご自分の体調管理を自分で行うための情報が掲載されている健康手帳という冊子を送付しておりますが、気温が高くなる季節は、熱中症に関するリーフレットを同封し、啓発に努めるほか、先にも述べましたが、夏に行っている特定健診では、健診に訪れる特に高齢者に対して、熱中症対策を含む夏場での体調管理などの保健指導を行っております。

これらの啓発活動は、今後も、当然、継続をして行ってまいりたいというふうと考えております。

次に、③点目の躊躇なくエアコンが使用できるよう、低所得者への支援が必要と考えるがその見解ということについての質問でございますが、低所得者等に対する支援策といたしましては、原油価格や電気料金等を含む物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対して、きめ細やかに支援の取組を着実に実施できるよう、令和5年度に国の地方創生臨時交付金が増額され、低所得者世帯への支援に特化した低所得世帯支援枠が設けられました。

この支援枠を活用して、本町におきましては、低所得世帯への負担軽減のため、住民税非課税世帯等に対して1世帯あたり3万円を給付する予定でございます。

なお、対象世帯数は2,100世帯、支給総額が6,300万円を見込んでおり、このたびの6月の補正にて予算計上をさせていただいております。

最後に、公立小中学校の通学時の熱中症予防対策と、熱中症警戒情報が発令された時の対応について、お答えをさせていただきます。

小中学校につきましては、令和元年度に環境省と文部科学省が作成をいたしました、学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引きに基づき、令和元年度に佐用町立小中学校における熱中症予防指針を策定しております。

学校内の活動においては、令和元年度に全ての小中学校に暑さ指数計測器を配布して、ガイドラインに示された暑さ指数に応じた活動制限を行うとともに、それほど高くない気温であっても、児童生徒の健康状態に注意しながら、適宜、休憩や水分補給の時間を取り入れるようにしております。

通学時においては、涼しい服装や帽子の着用のほか、日傘やネッククーラーの使用も認めており、また、徒歩通学の登校班では、上級生が下級生の様子を観察し、適宜、休憩や水分補給をするよう指導しているところでございます。

熱中症警戒情報が発令された時の対応につきましては、朝の打ち合わせ時に教職員へ注意喚起を行うとともに、体育や部活動の前には、再度、暑さ指数計測器で確認を行って、指数に基づいて活動を中止したり、屋外から屋内の活動に変えたりするなどの措置をとることといたしております。

新型コロナウイルス感染症の対応が変わり、学校においても様々な活動が幅広く展開されていきますが、熱中症対策をはじめ、これまでどおり児童生徒の命と健康を守ることを最優先とした対応をとっていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、ご質問に対するこの場でのお答えとさせていただきます。

[大内君 挙手]

議長（小林裕和君） 大内議員。

5番（大内将広君） どうもありがとうございます。

佐用町において、いろいろと熱中症対策をされていると思いますが、エアコンの、佐用なんかは特に、ちょっと、奥に行くほど、ちょっと涼しいところもあるんですが、やっぱり、今年は、より暑くなって、熱中症になる可能性は高くなるんじゃないかという予測がされています。

それで、そういうことも含めて、高齢者の方は、特に、なかなか、自分では、温度管理がしにくいというようなことを高齢者になるほど、そういうふうに言われていますので、特に、奥に言うたら弊害なんですけれども、ひとり暮らしの人が多く中で、そのへんを、どういうふうに連携して、少しでも年いった人が熱中症にならないかということ、注意していかなくてはいけないなどはと思いますが、そのへんを、ちょっと、佐用町としまして、今、話では、百歳体操とか、そういうのに参加した時に、リーフレットを配るとか、そないな

んは聞いたんですが、なかなか参加されていない方も、結構おるんじゃないかなと思いますので、その点のほうは、どういうふうに対策されているのか、ちょっと、お伺いします。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） お答えいたします。

今、答弁でもございましたように、いきいき百歳体操というものに参加されている方につきましては、リーフレットですとか、それから、リーダーの方からの注意等をさせていただいております。

そして、それ以外の方というふうになりますが、おひとり暮らしですとか、高齢者世帯というところには、民生委員児童委員さんが、訪問してくださっております。その中で、リーフレット等も利用しながら回っていただいているというような状況がございます。

また、江川地区につきましては、江川愛育班というものがございます。そういった方々も注意喚起しながら、声かけをしてくださっていると聞いております。以上でございます。

〔大内君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大内議員。

5番（大内将広君） どうしても、エアコンがあったら、エアコンを使いたいんですが、高齢者になると、ちょっと、もったいないなど、なるべく使いたくないというような気持ちですが、どうしても働くんです。

暑いいうのを扇風機で我慢したり、寝苦しいのを、なかなか寝れんなどという感じで我慢することが多くて、最終的に高齢者の亡くなる方が多いんじゃないかなと思います。その点で、高齢者の方に対しては、そのへんを、ちょっと、指導を少しでもしてもらえたらなど、節約意識を、ちょっと捨てまして、少しでも、暑かったらクーラーなんか使ってもらえるようにしてもらえればなと思います。

それと、ちょっと、話は変わりますが、子供の保育園なんかは、遊戯施設とか、そういうところにはエアコンがついているんでしょうか。ちょっと、お伺いします。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） お答えいたします。

各園とも、遊戯室にはエアコンを常設しております。以上でございます。

〔大内君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大内議員。

5番（大内将広君） ありがとうございます。

そういうところで、遊戯室で熱中症になった子供なんかもいるので、佐用町は、そのへ

んは、ちゃんとしてあるということを聞きまして安心しております。

そういうことで、いろいろと、熱中症に関しては、いろんな情報があつて、それを、使いながら、少しでも今年も暑くなるということで、令和4年度は9人ほど熱中症があつたと聞きましたので、よりそれよりも減るような対策をしてもらいたいと思います。

僕らのほうも気をつけていきたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（小林裕和君） 大内将広議員の発言は終わりました。

お諮りします。ここで昼食等のため休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開は午後1時15分とします。

午前11時43分 休憩

午後01時15分 再開

議長（小林裕和君） 休憩を解き、会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

3番、幸田勝治議員の発言を許可します。

〔3番 幸田勝治君 登壇〕

3番（幸田勝治君） 3番議員、幸田勝治でございます。よろしく申し上げます。

通告のとおり2件について、一般質問をさせていただきます。

まず、1点目ですが、地方創生臨時交付金を活用した物価高騰対策について、国の交付金で各自治体を実施された特徴的な支援策ですが、大阪府18歳以下に1万円分のプリペイドカード。京都府、未就学児に5,000円分の図書カード。兵庫県、ヤングケアラーや子ども食堂、農漁業、福祉施設、大学、公共交通などの事業者の支援。神戸市、新生児に5万円。三木市では、昨年の9月から今年の3月、月額約8,000円の7カ月学校給食の無償化。それと、市民1人当たり5,000円分の商品券。芦屋市、児童手当対象の15歳以下に3万円。姫路市、18歳以下に臨時給付金1万円。たつの市、全市民対象に生活支援金5,000円。それと、マイナンバーカード取得者には、プラス3,000円。宍粟市、冬期の生活支援のため1世帯に5,000円。香美町、1世帯に1万円分のガソリン券。佐用町、18歳以下に5万円など、コロナ感染症対策による物価高騰の対策が全国的に実施されたのですが、新聞などによると各自治体ごと、住む場所によって、住民に不公平感があるように感じられます。そこで、地方創生臨時交付金について、全般的に事業採択する際の過程と基準、町の基本方針について伺います。

後の質問は、指定の席からさせていただきます。

議長（小林裕和君） はい、町長、答弁。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、幸田議員からのご質問であります地方創生臨時交付金を活用した物価高騰対策について、お答えをさせていただきます。

まず、ご答弁を申し上げる前に、令和4年度に国が物価高騰対応として臨時交付金を増額した経緯、並びに交付金を活用して物価高騰対策として実施した本町の実績について、ご報告をさせていただきます。

国は、世界的な物価高騰の中で、国民生活や事業活動を守るため、令和4年4月に総合経済対策を策定し、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応として臨時交付金を増額いたしました。

加えて、9月に第4回物価・賃金・生活総合対策本部において、エネルギー・食料品価格等の物価高騰を受けた生活者や事業者に対して、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに支援を行えるよう、子育て世帯や地域公共交通への支援など、あらかじめ国が効果的と考える推奨事業メニューを示した上で、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金として、再度、臨時交付金を増額したところでございます。

令和4年度に、本町に示された臨時交付金の交付限度額は、総額4億954万6,000円であり、うち、通常分2億5,865万9,000円のほか物価高騰対応の増額分として1億5,088万7,000円の割当内示がございました。

物価高騰対応分の主な充当事業としましては、18歳以下の子供に対して、1人5万円の現金給付に6,445万3,000円。20%分のプレミアム付き商品券発行に4,980万1,000円。水道料金基本料の減免に1,826万9,000円。光熱水費、食費等の高騰対策として、医療機関、社会福祉施設等に対する支援金給付に1,200万円などでございます。

次に、ご質問に、自治体ごと、また住む場所によって住民に不公平感があるように感じられるという趣旨の内容がございましたが、今回の臨時交付金は、国から地域の実情に応じて、きめ細やかに支援を行えるよう交付されており、交付限度額も人口や財政力などによって算定されていることから、各自治体によって交付額や支援策が異なるのは、いわば当然のことでありまして、国が想定しているとおりでございます。

以上、こうした状況を踏まえまして、事業決定する際の過程と基準、町の基本方針についてお答えをさせていただきます。

まず、町の基本方針といたしまして、お答えをさせていただきます。

昨今のエネルギー、食料品等の物価高騰につきましては、全ての町民、事業者に直結する課題であり、国におきましても、臨時交付金の増額だけでなく、別途、国庫支出金を活用して、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯など低所得世帯に対して、1世帯当たり5万円を給付するなどの支援策を講じてまいりました。

令和4年度における住民税非課税世帯などへの給付金につきましては、町内1,969世帯、合計9,845万円を給付いたしております。

こうした状況を鑑みて、臨時交付金の活用事業につきましては、物価高騰が生活者、事業者など幅広い分野に及ぶことから、低所得者だけでなく、物価高騰に特に影響を大きく受ける子育て世帯への支援をはじめ、商工振興、農業振興、地域公共交通など幅広い分野での活用を基本方針としたところでございます。

次に、事業決定する際の過程と基準について、お答えをさせていただきます。

まず、各担当課におきまして、物価高騰対策によって増額された交付金の趣旨、並びに先ほど申し上げました国から示されました事業推奨メニューなどを踏まえた上で、新たな事業の立案を行い、必要な支援策をとりまとめております。

その後、事業に偏りがなく、バランスが保たれているか。事業実施によって効果が最大限発揮できるかなどを総合的に判断した上で、対象となる事業の候補を決定をいたしましたところであります。

さらに、全員協議会におきまして議員の皆様概要を説明をさせていただいた後に、事業を最終的に決定いたしております。

最後になりますが、令和5年度におきましても、物価高騰対策として臨時交付金が増額されております。

対象事業につきましては、5月の全員協議会でご説明しましたとおり、18歳以下の子育て世帯に対し、1人4万円の応援券を交付し、また、住民税非課税世帯等に対して1世帯3万円を給付するなどの事業に、臨時交付金を活用してまいりたいと考えております。

なお、対象事業の予算につきましては、今定例会に補正予算として提案をいたしておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

以上、この件に関するご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔幸田君 挙手〕

議長（小林裕和君） 幸田議員。

3番（幸田勝治君） どうも丁寧な説明ありがとうございました。

あと、ちょっと1点、聞きたいのが、この中で、地域づくり協議会とか、集落の意見等は反映とかはされるようなことがありますか。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） こうした物価対策等については、状況的には、国もこういう分野について支援をしてくださいという推奨メニューというようなものを、やはり示されております。

それに拘るだけではないんですけれども、基本的にはそれに沿った形で、対象の方々に対しての給付を行うと、支援を行うということでもありますので、それで、急に国からも出てきますから、地域づくり協議会とか、自治会とか、そういうところから意見を、こういうことにしてほしいとか、こういう状況って、要望があれば、幾らでも要望はあると思うんですよね。ただ、やはり、その限られた予算で公平に全体的に全般にわたって給付していくという観点から見て、やはりこれは、行政として、やっぱり判断をせざるを得ない。そして、議会で、また、審議をいただいて決定をする事業だというふうに考えておりますので、なかなか、そうした一人一人と言いますか、地域のいろんな方々に状況をお伺いするというようなことを踏まえて決定を、事業を行っていくという形は、なかなか難しい状況にあらうかと思っております。

〔幸田君 挙手〕

議長（小林裕和君） 幸田議員。

3番（幸田勝治君） その中で1点ですが、学校給食の無償化なんですけども、前回でも、町長は学校給食は親の義務というか、親に払ってほしいと。その分、材料的なことで、町は考えていきたいと言われたんですけども、今、ちょっと、情勢が、ちょっと変わってきて、この5月末でも宍粟市のほうでも学校給食無償化に向けて検討を重ねていくというよ

うなことが新聞にも載っていました。町長、今の時点でも学校給食の無償化等は考えられていないですか。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） どういう分野に、そうした予算、支援を行っていくか。これは最終的には、総合的に考えていただきたいと思うわけで、その中で、私、佐用町としては、ずっと以前から給食費を半額にしました。よそはやっていない時分、時からですね。

それから、さらに、地産地消、また、子供たちに、そうした町内での、いろんな加工品、安全なおいしい食材を提供しよう。これだけでも、年間1人当たりに、給食費に充てると、やっぱり相当な金額を無償化を実際しているわけです。

ですから、お金が、ほかにもあり余って、何でも全て無償化にすると、無料にするというのであれば、学校給食も対象になろうかと思えますけども、そういう中で、今、各自治体とも、そういう事業を行う対象事業というのが限られてきますので、どうしても学校給食なんかを無償にすれば、ある意味では、即簡単に、そういう支援という形になりますし、国においても岸田総理が異次元の少子化対策とか、そういうことの中で、いろいろと何をされるのかと見ても、実際、保育料の無料化とか、学校給食の無償化とかいうような、もう既に国からも出てきました。

だから、私は、そういうことで、それが異次元とは思いませんけども、既に、各自治体が、ずっと取り組んできた内容がほとんどであるんですけども、各自治体によって、それぞれが変わったことをするというだけではなくって、教育の一環でもあり子育てですから、国として、やはり、その教育全般にわたって無償化されるんだったら、高校の授業料無償化にしたり、大学も無償化にしたりされるんだったら、そういうことも含めて、これから各自治体で競争するような問題じゃなくって、国が、1つの方針をきちっと打ち出して、各自治体を実施すればいいことではないかなと思います。

私は、今まで何回も、そういう話も、要請も受けてきましたけども、やはり、子供を育てるということについて、いろんな無償化、無償化という話がありますけども、これは、それぞれ両親、親として、子供を育てていくというのは、一番大きな、大事な仕事でもあります。そういう中で、何も、かにも無償ではなくて、そうした一生懸命、しっかり働いて子供を育てているという親としての、やっぱり責任と思い、そういうものは、ちゃんと持ち続けるべきだという思いで、そういうふうな半分は持ちましよう、それ以上の給食を子供たちに提供しましようということやってきておりますので、それは、私の気持ちです。それは、はい。

〔幸田君 挙手〕

議長（小林裕和君） 幸田議員。

3番（幸田勝治君） ありがとうございます。

あと、もう1点、兵庫県のことなんですけども、兵庫県は、去年、一般的に事業を通じて県民にメリットがあるようにいうようなことだったんですけども、佐用町では、事業者で何かメリットがあったというようなことは、何かありますか。

〔総務課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 幸田総務課長。

総務課長（幸田和彦君） お答えいたします。

令和4年度の事業者に対する支援ということですが、何点かございます。

まず、地域交通運行支援事業ということで、路線バス事業、地域鉄道事業者を支援するということで、340万円程度支援しております。

また、医療機関・社会福祉施設等における物価高騰対策事業ということで、604万円支援しております。

それから、農業者肥料価格高騰対策支援事業ということで、パーク堆肥等の購入費の半額を助成ということで、255万円支援しております。

主なところは以上でございます。

〔幸田君 挙手〕

議長（小林裕和君） 幸田議員。

3番（幸田勝治君） どうもありがとうございました。

あと、こういった予算が、いろいろと、地域づくり協議会やら、いろいろな集落から出てくるとも反映されるようお願いして、この件は終わります。

次の質問でございますが、農家の肥料高騰対策についてお聞きしたいと思います。

ちょこちょこ回りよったら、農家の方々から肥料が高くなって農業を続けていくのが苦しいなというのが、去年、聞いたんですけども、それで、肥料の高騰対策の実績と内容について、お聞きます。

議長（小林裕和君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、2点目のご質問になります農家の肥料高騰対策についてのご質問にお答えをさせていただきます。

議員もご承知のことではございますが、世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇に加え、ロシアによるウクライナ侵攻等の影響により、化学肥料原料の国際価格が大幅に上昇した結果、国内においても肥料価格が大幅に急騰いたしており、国においては1.4倍と示しておりますが、物によっては2倍近い価格になっているものもあるというふう聞いております。

「リン」や「カリ」など、化学肥料の原料については、これを、ほとんど、全て海外に依存しているのが現状でありますので、原料そのものや輸送コストの高騰が、価格に直接影響をしているところであります。

そのような中、国においては、化学肥料の低減や堆肥肥料等の国内資源の活用等の取り組みを行う農業者に対して、肥料コスト上昇分の一部を支援する、「肥料価格高騰対策事業」を令和4年6月から実施いたしております。この事業は、化学肥料低減の取組を行った上で、前年度から増加した肥料費について、7割が支援金として交付されるものであります。前年度から増加した肥料費については、農林水産省が価格上昇率を1.4倍と定めて

おりますので、支援金の算定にあたっては、肥料の購入費を 1.4 で除し、さらに使用料低減率として 0.9 で除した額を価格高騰がなかった場合の価格とし、これと実際の購入費との差額の 7 割が支援金というふうに計算をされます。

計算上、そうなるわけですが、言葉で表現しますと、非常に分かりにくいわけがありますので、例えば、簡単に申せば、肥料の購入額が 10 万円購入されるということであれば、約 1 万 4,000 円余りが支援金として交付されるというような支援策が講じられております。

補助申請や支援金の交付は、JA 等肥料の販売店を通じて兵庫県農業活性化協議会に対して行われ、佐用町の実績としては、122 名の方に 160 万円余りの支援金が実際に交付されております。ただし、この対象は、昨年の秋肥でございますので、申請件数や支援額は大変少なくなっておりますが、本年の春肥の申請については、現在、取りまとめ中であるとのことですが、ほとんどの農家の皆さんが申請をされているのではないかというふうに思っております。

一方で、町の単独事業として、令和 4 年度において、地方創生臨時交付金を活用して、化学肥料の使用量の低減を目的に、堆肥や植物由来の有機肥料の活用促進のため、町内で製造・販売されている有機肥料等の購入に対して、半額を助成する事業を実施いたしました。実績といたしましては、220 名の方から、袋数にして 1 万 6,000 袋余り、目方にして約 250 トン、助成額 255 万円余りでございます。

今回は、これまで化学肥料に頼ってきた農家の皆さんに、有機による土づくりに取り組んでいただきたいとの思いから実施をしたものであります。有機農業は、自然由来の原料で、土壌の微生物等を活性化させる土づくりとなりますので、化学肥料に比べて効果が発揮されるまでには多少の時間がかかるわけですが、価格は安くなり、環境への負荷を低減することができて、地球環境の維持にもつながるわけであります。

これを機会に、有機農業に取り組んでいただき、土づくりによる化学肥料の低減に努めていただければというふうに考えております。

なお、JA 全農が発表した秋肥の価格は、春肥に比べて、28%値下げがされております。原料の国際市況の落ち着きが反映されたようで、尿素やカリが大幅に下がったようですが、石灰窒素は逆に値上がりをしております。今後の価格の動向につきましては、世界情勢等不透明な要素が非常に大きいので、先が読みにくい状況にありますので、国においても、今年の秋肥以降の支援制度について検討中のようにありますので、これは、その動きと言いますか、国の政策を町としては注視してまいりたいと考えます。

以上で、ご質問に対するこの場での答えとさせていただきます。

[幸田君 挙手]

議長（小林裕和君） 幸田議員。

3 番（幸田勝治君） どうもありがとうございました。

町としても、そういった形で、肥料等の補助も出ているということで、これからも、小さい農業の方にも頑張ってもらいたいと思います。ありがとうございました。

以上で、質問終わります。

議長（小林裕和君） 幸田勝治議員の発言は終わりました。

続いて、4 番、高見寛治議員の発言を許可します。

〔4番 高見寛治君 登壇〕

4番（高見寛治君） 議席番号4番、高見寛治でございます。

今回の私の一般質問は1点です。通告書に基づき質問をさせていただきます。

まず、この席からは、ウイズコロナ、ポストコロナへの取組について質問させていただき、再質問については、所定の席から質問をさせていただきます。

2020年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う対策として、国が掲げた3密、密閉・密集・密接の防止の取組が実施されました。初期の頃には、緊急事態宣言により学校の休校も実施され、多くの人が集まるイベントや行事は中止もしくは規模を縮小しての開催となり、公共施設の貸出しも時間制限等が実施され、地域や団体・グループでの活動もこれらにならって、中止や自粛を余儀なくされてきました。しかし、5回のワクチン接種、マスクの着用、手洗いの実施などの感染防止対策により、2023年1月の第8波の終了からは、感染者数も減少したまま横ばいが続いています。この5月8日からは、感染症法上の位置づけも2類から5類へと移行されました。今後、ウイズコロナ、ポストコロナへの動きが活発化することが予測されます。

そこで、ウイズコロナ、ポストコロナへの取組についてお尋ねをします。

- 1、行事やイベントについての取組。
- 2、地域活動や地域イベントへの支援の取組。
- 3、文化活動、スポーツ活動への支援の取組。

以上、3点について、お尋ねします。

町長（庵途典章君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは高見議員のウイズコロナ・ポストコロナへの取組に関するご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

議員のおっしゃるとおり、本年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の扱いが、2類相当から5類へと移行され、様々な規制や制限が撤廃されました。移行直前のゴールデンウィークから、各地の高速道路が大渋滞するほどの人の動きが生まれ、多くの人たちで賑わいを取り戻す全国各地の観光地が報道されたことは、皆さんの記憶にも新しいと思います。また、大きな人流に伴い、経済活動も活性化しているものと考えられ、そのような光景を目にして、徐々にではありますが、これまでの何気なかった日常が、取り戻しつつあることを、誰もが実感をしたところでございます。

3年間に及んだ規制や行動制限を乗り越えて、このような大きな転機を迎えられたことに、少し安堵するとともに、今後は、感染対策と社会・経済活動の両立に取り組まなければならないと、改めて、気を引き締め、決意しているところでございます。

さて、まず1点目の行事やイベントについての取組についてお答えをさせていただきます。議員ご承知のとおり、この3年間は新型コロナウイルス感染防止対策として、事業の中止、または規模を縮小した形態でのイベントの開催を行ってまいりましたが、本年度からの集客・観光イベントは、コロナ禍前の規模での開催に向け、準備も進めておるところであります。

観光イベントでは、まず、既に実施しましたが、4月2日に笹ヶ丘公園にて佐用町桜まつりを従来規模で開催し、飲食ブースの設置やステージイベントなどを復活し、多くの来場者にご来場いただき、喜んでいただけたのではないかとというふうに考えております。

また、7月15日から30日の間で開催を予定しております佐用町南光ひまわり祭りにおきましても、4年ぶりにテント村を再開し、農産物や特産品、飲食の販売ブースも設けたいと思います。また、週末ごとのミニイベントの開催や、最終7月30日には、お祭りのフィナーレを飾る花火大会も例年以上の規模で予定をいたしております。

佐用ふるさと納涼夏祭りや三日月日限地蔵尊夏祭り、また、秋の収穫祭やサイクリングイベント「いなちく」につきましても、コロナ禍前の規模で開催をするべく、準備を進めております。

その他、観光客の落ち込みとともに、宿泊・飲食店などの経営が厳しくなる中、外国人を含めた観光客誘致を図るため、昨年度から、観光プロモーション事業に取り組んでおります。町花の「ひまわり」や、町木の「イチョウ」、秋の「稲穂」に連想されるポジティブカラーの黄色にちなみ「幸せの黄色いまち佐用町」をテーマに、観光ブランディングを行ってまいりたいと思います。

さらに、昨年度作成したアプリ「佐用町観光ナビ」は、観光名所だけではなくて、飲食店などの情報を多言語で情報発信することが可能であり、このアプリを活用して、外国人を含めた観光客誘致にも努めていきたいというふうに考えております。

さらに、「食」「歴史」「自然」「体験」をテーマに、佐用町の魅力を紹介する観光動画のほか、平福街並み散策や甲冑着付け体験、皆田和紙の紙すき体験など、佐用町ならではの観光資源を多用な広報媒体で情報発信し、さらなる観光客の誘致につなげてまいりたいと思います。

観光・集客イベント以外の方針を述べますと、本年度は町主催による敬老会の年になっておりますが、コロナ禍前と同様に、2日間4公演の日程で開催を予定をしているところでございます。

また、子ども会事業につきましては、今年度はドッチボール大会や駅伝大会など、コロナ禍前の内容で、これも準備を進めております。

小中学校の学校行事では、卒業式・入学式における人数制限や、運動会・体育祭の半日開催、また、修学旅行先の変更など様々な制限を行ってまいりましたが、これら学校行事は、子供たちの人格形成にとって重要な体験活動の場であり、義務教育期間の貴重な思い出づくりの機会でもございます。今後も、健康状態の把握や適切な換気・手洗いなどの基本的な対策は継続をしながら、再開に向けて積極的に準備を進めてまいりたいと思います。

一方、この3年間は、改めて学校行事を見直す重要な機会となりました。運動会・体育祭は、今後も半日開催とするなど、その他の行事においても、効果的な事業実施に向け取り組んでまいりたいと思います。

次に、保育園は、卒園式・入園式、運動会、生活発表会など人数制限を行いながらこれまで実施してきましたが、今後も、各家庭での健康状態の把握と、適切な換気・消毒・手洗いなどを行い、規模、参加人数を従来に戻した形態の保育園行事にしていきたいというふうに思っております。

続いて、地域活動や地域イベントへの支援の取組についてお答えをさせていただきますが、議員もご承知のとおり、地域づくり協議会などの地域活動やイベントも同様に、全て規模縮小、あるいは中止を余儀なくされてきたわけでありましたが、そのためコロナ禍当初、活動の将来に明るい展望や目標を見出すことができず、協議会には暗雲が立ち込めているような、そんな時期もあったわけであります。

しかし、コロナ禍であることを逆手に取り、多くの協議会が、「今しかできないこと」「今だからこそできる活動」として、従来の活動に費やしてきた人と時間と労力を、「高齢化」「人口減少」などをはじめとする地域課題の協議に投入をしていただきました。結果、地域づくり協議会が活動を進める上で避けては通れない重要な問題に、真正面から向

き合う貴重な契機となったわけであります。

現在も、持続可能な地域運営を検討するため、役場内の関係部署はもちろん、社会福祉協議会や地域づくりアドバイザーなどが地域へ赴き、専門的な視点も取り入れながら、地域づくり協議会での協議を支援しております。これらコロナ禍での地道な活動が、地域づくり協議会のさらなる深化と、新たなステージへの歩みにつながっているものと期待をしております。

今後は、コロナ前のふれ合い交流活動などの再開支援はもちろんでございますが、地域づくり協議会の大きな命題の1つである地域課題の解決や持続可能な地域運営に向けた取組にも軸足を置いて、これまで同様に積極的に関わっていく所存でございます。

最後に3点目の文化活動、スポーツ活動への支援の取組についてでございますが、この分野も、前に述べました2点と同様、活動自粛や規模縮小など、大きな影響を受けたところではありますが、今後は、主要な事業においては、開催頻度や規模などを含め、コロナ禍前の規模に戻すべく、準備を進めております。

こうした中、コロナ禍で、新たな問題となってきたのが、これらの活動に携わっていた多く皆様の高齢化と、活動団体数・会員数の減少でございます。

活動団体数・会員数の減少は、高齢化も大きく関与しているものと考えられますが、コロナ禍による活動自粛が、個々のやりがいや生きがいを奪い、主体性を持って活動をしていた組織の弱体化を早めた実態があることは、否定できないと思います。

そうした現状を踏まえ、今までとは異なる手法で、文化・スポーツ活動を支援することを模索していかなければならないと思っております。

具体的に申し上げますと、今まで、さよう文化情報センターや、上月体育館など、会場となる施設へ、参加者に出向いてもらっていた形態を、地域に出向いて事業を行うアウトリーチ型の展開を考えております。

これは、コロナの影響や高齢化で、町の中心部に出にくいと感じておられる人が、少しでも文化・スポーツ活動に親しんでもらいやすくするためのもので、今年度から動き始めた事業でございます。

例えば、フロアカーリングなどのレクリエーションスポーツの用具を持参し、役場職員やスポーツ推進委員などが地域に赴き、体験していただく取組を検討しているところでございます。小さな一歩でございますが、少しでも多くの人たちが生涯学習活動にふれ、その楽しさや素晴らしさを体感し、活動を通じた絆や連帯感の創出につなげていただければというふうに考えております。

文化・スポーツを始めとする生涯学習活動は、人々の心に潤いをもたらし、個々の生きがいの創出や健康づくりにつながり、さらには、ゆるやかな連帯感の中でよりよい地域づくり、まちづくりにつながっていくものというふうに考えております。

そうした理念を実現していくために、新たな事業展開とともに、自主性を尊重した各種団体の活動支援に取り組み、だれもが学び、学びを地域に還元していく生涯学習社会の形成につなげていければというふうに考えているところでございます。

以上、ご質問に対するこの場での、私の答弁とさせていただきます。

〔高見君 挙手〕

議長（小林裕和君） 高見議員。

4番（高見寛治君） 丁寧な答弁、どうもありがとうございました。

いろいろ、再質問を考えておったんですが、全て答弁の中にあつたような気がします。

1つ、これを課長のほうから答弁していただきたかったんですが、町長、もう答弁の中で言われたんですが、ちょっと、被るかもしれませんが、聞かせていただきます。

7月から始まるひまわり祭りですね。今までは、テント村はなかったんです。花だけ見に来られておったんですけれども、これも前と同じような格好で開催すると言われております。3年間の中止や規模縮小の中で、来ていただける方に、しっかりとしたPRや周知が必要だと思いますので、課長にひまわり祭りについて、何か、課長の口からPRできることがありましたら、少しお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 諏訪商工観光課長。

商工観光課長（諏訪 弘君） ひまわり祭りにつきましては、町長の答弁もさせていただいておりますけれども、7月15日から30日の期間開催する予定にしておりますけれども、この3年間、コロナによりまして、テント村の開催ができず、また、各種イベントできておりません。地域の方にとっても、非常にその点は残念だったかなと思っております。

で、コロナが明けまして、今年からは、さらにお客さんをたくさん集めるためにステージイベント、それから、土日に開催するお子様用にSLであったりとか、それから、昆虫館の体験であったりとか、天体の観測、そういったものを含めて、さらに来ていただいた方、楽しんでいただいたり、喜んでいただいたり、さらには、ひまわりを見ていただいて、農家さんが、しっかりつくっていただいたひまわりを見て元気を出していただく、そういったひまわり祭りになればなというふうな形で思っております。

広報につきましても、今まで以上に、当然、ホームページ、それから、また、テレビ等の取材等もごさいます。そういったところも、いろんな媒体を含めまして、宣伝も図ってきたい。

さらには、幸せの黄色い町佐用町ということで、宣伝もしておりますので、そのあたりも含めたPR活動を行って、たくさんの方に来ていただきたいと思っております。以上でございます。

〔高見君 挙手〕

議長（小林裕和君） 高見議員。

4番（高見寛治君） 課長、どうもありがとうございました。

多くの方が来ていただき、参加できるイベントが開催できることを楽しみにしております。

2番目の地域活動や地域イベントへの取組でございます。これにつきましても、地域づくり協議会等の活動について、しっかり支援をしていくという答弁をいただきました。

その中で、ちょっと、気になるのが、自治会の活動なんですね。地域住民の皆さんの防災、福祉、健康、伝統文化活動というのに、自治会活動というのは直結しております。皆さんが集まっての活動やイベントができなくなったことは、これらの自治会活動の低下したのではないかと心配をしております。自治会は多くあります。今、地域づくり協議会の中で、皆さんが、自治会も参加しておられますので、そこで、しっかりと地域活動のことを言われて、しっかりと活動を復活させていただけることを期待をしております。

自治会が参加されている協議会の中でも、その必要性を、しっかりと説いていただける

ということがありましたので、そういうふうに提案をしていただければと思います。

それから、1つ、4月からまちづくり専門の縮充戦略アドバイザーも着任をされております。この方も、今、ポストコロナへの取組もされると言っておられました。このアドバイザーというのは、それぞれの地域づくり協議会等の集まりの中でも、しっかりとさせていただけるのでしょうか、お聞きします。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 大下企画防災課長。

企画防災課長（大下順世君） お答えいたします。

戦略アドバイザーといたしまして、今、週1回、月曜日に佐伯、アドバイザーの方、来ていただいております。

そういった中で、縮充ということで、今、取り組んでおるわけですが、こちらといたしましても、今後、どのように取り組んでいくかということで、検討をしておる中で、できるだけ、佐伯アドバイザーのほうも、地域のことを知りたいということで、地域づくり協議会のいろんな集まりがあれば、そこへ参加していただきまして、いろんな意見をお聞きして、自分が何ができるかということを考えておられるということで、三日月の連合自治会の総会のほうにも行かせていただいて、空き家のお話をさせていただいて、いろんなご意見も頂戴をして、そういった中で、いろんなことを、また、佐用町のことを分からないという部分もございますので、そういう形で、まず、現状の把握に努めていただきながら、どういった補助ができるかということで、共々に、今、いろんなことに検討を進めておるところでございます。以上です。

〔高見君 挙手〕

議長（小林裕和君） 高見議員。

4番（高見寛治君） ありがとうございます。

地域づくり協議会の活動には、活動経費が必要と思われます。

ここ3年間は中止や規模の縮小がありました。

この令和5年度から、しっかりと前を向かれて、前の活動のほうに行かれていくと思いますので、必要な事業費については、しっかり経費の対応のほうを、よろしく願いしたいと思います。

次に、文化、スポーツ活動への支援ですが、この3年半、文化活動、スポーツ活動に携わっておられるグループの方は、大きな影響を受けていると思います。町長答弁の中で、団体、それから、人数が少なくなっているということ、少し言われたと思うんですが、もし、分かればでよろしいです。コロナ前の令和元年度の数字と、令和5年度の数字、文化協会、体育協会の団体数でもよろしいですが、もし、把握しておられる数字があれば、教えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔生涯学習課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 高見生涯学習課長。

生涯学習課長（高見浩樹君） 失礼いたします。お答えいたします。

数字なんですけど、コロナ前の令和元年と令和4年の数字を持ってきておりますので、お答えいたします。

文化協会では、活動団体数が42団体から37団体となっております、会員数は429名から347名。82人減っておられます。

体育協会につきましては、67団体から56団体となりまして、会員数は1,230人から1050人に減少しております。180人減少しております。以上でございます。

〔高見君 挙手〕

議長（小林裕和君） 高見議員。

4番（高見寛治君） はい、ありがとうございました。

新型コロナウイルス感染症で、一番大きなダメージを受けたのが、この文化、スポーツ団体のグループの活動ではないかと思います。

個人の趣味的要素が強く、時間に余裕があって、気心の知れた仲間と共通の話題で同じ時間を共有することができる。仲間づくりとか、健康づくりには欠かすことができない活動です。これが、新型コロナウイルス感染症によってできなくなってしまった。長く活動を続けてこられた皆さんには、すごいストレスだと思います。

そこで、ポストコロナの中で、以前やっていた活動に戻れるか、新しい取組を考えるか、それについて、文化やスポーツ活動の必要性を説くような講演会とか講習会、イベントの開催に取り組むことが必要ではないかと思います。

答弁の中で、地域に出ていくということもありましたが、この長くつづけて来られた皆さんに、もう1回、頑張ろうというような気持ちを奮い起こさせていただくような講演会とか、講習会みたいなのができないかと思いますが、これについては、どうでしょうか。

〔生涯学習課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 高見生涯学習課長。

生涯学習課長（高見浩樹君） お答えいたします。

スポーツの面で言いますと、体育協会のほうの代議員の総会も終わりました、計画のほうもしていただいております。答弁の中にもございますが、コロナ前の水準に戻すと言いますか、同等なレベルに戻していきたいと、戻すような計画になっております。

議員言われました講演会等につきましても、スポーツのほうでも、今現在、検討中でございます、議員がおっしゃるような、そういう方向で、皆さんが、もっと前向きになれるような講演会ができるように、職員とこれから協議を進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

〔高見君 挙手〕

議長（小林裕和君） 高見議員。

4番（高見寛治君） ありがとうございました。

このグループ活動というのが、いろんな活動の一番基になるものだと思いますので、

しっかりフォローしていただければと思います。

5回のワクチン接種、今、6回目が始まっております。2類から5類へ移行しました。

しかし、感染者数も急増はしていませんが、ゼロになったわけではありません。

新型コロナウイルス感染症対策の3年間は、耐える、我慢の期間でした。

今まで頑張ってきた、頑張って活動を続けて来た団体、グループは、きっと、これからも活動を続けていただけることと思います。この仲間づくり、健康づくりに重要な団体、グループの活動に対して、これからもウイズコロナ、ポストコロナの取組と支援を強くお願いをして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（小林裕和君） 高見寛治議員の発言は終わりました。

お諮りします。ここで休憩をとりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩をとり、再開は、午後2時25分とします。

午後02時10分 休憩

午後02時25分 再開

議長（小林裕和君） 休憩を解き、会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

1番、大村 隼議員の発言を許可します。

〔1番 大村 隼君 登壇〕

1番（大村 隼君） 議席番号1番、大村 隼です。

本日は2点。自治体 DX における業務効率化・適正化のための生成 AI の利用に関して。空き家対策について、質問させていただきます。

人口減少を止めたい。また、人口減少に付随して起こる人材難にどのように対策を取っていくか。そして、取っていただけるのか、そういった思いから質問させていただきます。

1つ目の質問です。

自治体 DX における業務効率化・適正化のための生成 AI の利用に関してお伺いいたします。

最近、ChatGPT などの生成 AI がテレビや新聞、インターネット等で話題になっています。AI の発展により、認知オートメーション、コグニティブオートメーション（CA）の可能性も視野に入ってきていると思います。

自治体業務を効率化・適正化するツールとして生成 AI を含む AI の活用は、人口減少社会を充実して暮らしていくための1つのツールとして、大きな可能性があります。

現在、生成 AI には、音声認識 AI による会議録の文書化、ナレーション作成 AI を利用しての放送の自動化、各種文書に用いるアイコン・画像素材の生成、AI チャットボットによる対応の自動化など、いろいろな業務の効率化に実績を上げてきています。

茨城県では、公認 Vtuber の AI 版を創ることで、広報活動の強化に利用するなど、ユニークな事例も出てきています。

そんな中、生成 AI の自治体業務での利用に関して、神戸市議会で条例改正案が提出されました。条例改正の概要としては、情報公開条例で守られるべき事項を生成 AI に入力することを基本的に禁止することで、生成 AI の利用に一定の制限をかけるというものです。

佐用町でも、生成 AI を自治体の業務効率化・適正化に利用ができる部分も多いのではないかと考えていますが、生成 AI の利用に関して条例の必要性を、どのように考えておられますか。

生成 AI に、公開されるべきでない情報を入力することは、入力した情報が生成 AI の学習に再利用されることによる情報漏洩の可能性があるため、利用は禁止されるべきだと考えます。

ただ、入力した情報が、入力したユーザーの AI 学習には利用されるが、ほかのユーザーの AI 学習には利用されないことがないなど、スコープを制限し「情報の漏洩がなく安全性が確認された生成 AI」への入力は、許可されるべきであると考えておりますが、その点について、どのように考えておられますか。

ただ、それらの AI を利用した多くのサービスは、地方公共団体のセキュリティ対策におけるネットワーク 3 層分離でのインターネット接続系にあるため、民間に比べ、各種サービスを利用しづらいというような状況にもなっています。

現状、佐用町では、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に記載されている、 α モデル、 β モデル、 β' モデルなど、情報システムの運営は、どのようになされていますか。

また、今後も、インターネット接続系にあるサービスを円滑に利用するために、今後目指す運営方法のビジョンはありますか。

佐用町では、今年度から CIO が変わり、また、今年度の 5 月から新たに CIO 補佐官の任用がなされました。自治体 DX はさらに進んでいくことと思いますが、生成 AI など、新たな情報技術の活用を含め、佐用町の情報政策の今後の方針についても伺いたします。

以上、1 つ目の質問は、こちらからさせていただきます。再質問、残り 2 つ目の質問に関しては、所定の席からさせていただきます。

議長（小林裕和君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、大村議員からの自治体における業務効率化・適正化のための生成 AI の利用に関してのご質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、お答えする前に、一言、申し上げさせていただきますが、今回の大村議員のご質問にあります、現在、非常に急激に進展している、この AI とか生成 AI、また、そうしたものを使っていくデジタル技術、この分野につきましては、私は、非常に知識が浅く、本当に表面的なことしか分からない状態でございますので、今回の大村議員のご質問なりを通して、私も、また、少しでも勉強させていただくという、そういう思いで、答弁をさせていただきますので、ひとつ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議員ご質問のとおり、本年度に入ってアメリカの IT ベンチャー企業 OPEN-AI が開発した ChatGPT が世界的に脚光を浴びております。

このサービスは、質問を入力すると、AI が自然な会話を行うことができるシステムで、まるで人間が書いたかのような自然な文章が作成されるため、国内外において社会、産業の様々な分野で活用が検討されております。

そのほか、最近では生成 AI を活用した様々なデジタル技術の開発・実用化が始まってお

り、その内容は音声の認識、画像認識、予測マッチング、実行・行動・最適化といった AI の特徴的な機能を、利用者が目的とする様々なサービスに組み込むことで自動化を実現し、業務の効率化や適正化に生かされてきております。

しかし、その一方で、その利用に関しては個人情報や機密情報の漏えい、ねつ造、拡散や著作権侵害等の発生が懸念されているところであり、安全性の検証や規制のあり方などについて、各方面で議論がはじまっている状況にあるというふうに思います。

先般、開催されました先進 7 カ国首脳会議、G7 サミットでは、主要議題の 1 つとして、人口知能 AI を巡る国際ルールづくりを焦点に協議が行われたほか、政府の有識者会議、AI 戦略会議においても、人口知能のリスクや活用を巡る議論が本格化しており、生成 AI を幅広い分野で有効活用するための対応を急ぐ必要があるとして、今後の戦略について協議が開始されたところでございます。

また、兵庫県でも、先日 ChatGPT 等生成 AI 活用検討プロジェクトチームを立ち上げ、活用方針の検討が始まったばかりであり、全国の自治体においても、今の段階では、業務の効率化に積極的に活用をしようとする動きと、慎重に取り組むべきという考え方と、そういうふうに、いろいろと、まだまだ、まちまちな対応ではないかというふうに見ております。

ご質問の生成 AI の利用に関する条例の必要性というところでございますが、質問で触れておられるとおり、神戸市では先日、全国で初めての ChatGPT を念頭に置いた生成 AI の安全利用に向けた条例改正案が可決をされております。

併せて、職員の利用ガイドラインを策定し、今月から試験運用を始める予定というところでございます。

条例改正の内容は、安全性の確認がされていない生成 AI の導入に際し、個人情報をはじめとする機密情報の入力を制限する条項を盛り込むといったもので、併せて ChatGPT の二次活用により、安全性の高い利用環境を構築し、職員に個人情報の入力を禁止するなど、独自のガイドラインも策定するといったものでございます。

近年、デジタル技術の開発において、生成 AI はなくてはならない存在となっておりますが、今後の町の取組は、労働生産性の向上が期待できる生成 AI の導入など、主に人出不足の解消につながる業務の自動化に活用したいというふうに考えております。

また、サービスの選定にあたってはセキュリティ機能の充実を大前提として、情報漏洩が懸念される業務には、閉鎖されたネットワークでの利用に制限する必要があるというふうに考えます。

併せて、実際に生成 AI を取り扱う職員に対し、情報漏洩事故等を防止するための統一したルールづくりも必要になるかというふうに思います。

なお、法令等による規制の必要性でございますが、ChatGPT などの新たな革新技術は、全国的にみても社会的なルール整備が追いついていない状況ではないかと思えます。まずは、国や県、先進自治体などの動向を注視しながら、町民の権利・財産保護を目的とした条例等の必要性について、今後、慎重に取り組むべき課題ではないかというふうに考えます。

次に、安全性が確認された生成 AI への入力は許可されるべきであり、その点は、どう考えるかということのご質問でございますが、本町の現状を見ましても、人口減少や高齢化の進行によって町の縮小化が懸念される中、引き続き、町民が安心して暮らせるまちづくりを行うための方策として、生成 AI の活用は有効であると考えますが、先ほどのご質問でもお答えしましたが、導入に際しては、サービスの安全性や個人情報の漏洩防止対策などに万全を期した上で、幅広く町民に役立つサービスとなるよう、慎重に見極めていく必要があるというふうに考えます。

次に、国のガイドラインにある α 、 β 、 β^{\wedge} モデルなどの情報システム運営はどのようにされるのか。また、今後、目指すビジョンはあるかというご質問でございますが、町では、現在、国が示す「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき、マイナンバー系、LGWAN系、インターネット系の三層を分離したセキュリティシステムを導入をしております、これがいわゆる α モデルでございます。

一方、令和2年度に行われたガイドライン改定により、LGWAN系とインターネット系の分割見直しが行われ、一部の業務システムをインターネット系に移行させる β モデル、マイナンバー系以外の業務システムをインターネット系に移行させる β^{\wedge} モデルが追加されております。

今後のビジョンでございますが、将来的に考えますと、システムやデータの利便性において、 β 、 β^{\wedge} モデルへの移行で得られるメリットもあろうかというふうに思います。

しかし、総務省の調査によりますと、全国の86%の自治体が α モデルの継続更新を検討しているということが分かっております。

これは、コストやセキュリティ対策など β ・ β^{\wedge} モデルへ移行するには、もともとの目的であるセキュリティを確保するためのコスト面や技術面に対してのハードルが高いということが原因の1つだというふうに考えております。

また、町では令和7年度末に、主な基幹系システムを国のガバメントクラウドに移行する自治体情報システムの標準化・共通化の取組を最優先をいたしてございまして、この取組を通じて、その他業務システムをクラウド化するメリットや利便性などを検証し、移行も視野に入れながら、今後、検討していきたいというふうに考えております。

最後に、生成AIなど、新たな情報技術の活用を含め、情報政策の今後の方針ということについてのご質問でございますが、生成AIを導入した手続きやサービスが急速に浸透する今日の社会情勢を見れば、その利便性や活用効果は計り知れないというものがあろうかと想像はできますが、現時点では、実施施策を検討している段階であり、どのような分野に活用していくかは、今後の課題でございます。

町といたしましては、今後、国・県・近隣自治体の動向を見据えながら、また、先進自治体の事例等を参考にしつつ、今後、生成AIを導入し、活用することにより業務の効率化や適正化を図ることができるよう、メリット・デメリットを十分に検証しながら、町民が心からデジタル技術の恩恵を感じられる施策を検討できたらというふうに考えます。

なお、施策の検討・実施にあたりましては、町DX推進本部を中心に、今年5月に着任したCIO補佐官を筆頭に、全職員が連携しながらできるだけ早い段階での具体的な計画をまとめるよう、実施につなげていけたらというふうに考えておりますが、まだまだ、町独自に、他の自治体と比べて、どんどん先に進んで、進めていくということについては、なかなか難しいと思いますし、国や県、他の自治体の動向も十分に、本当に踏まえ、本当に有効な、何ができるかということ、十分、それぞれの、その担当課において、また、DX推進本部において検討した中で、進めて行くべきだというふうに考えておりますので、ご理解を、よろしくお願ひし、また、いろいろとご指導のほうもいただければというふうに思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

この場での答弁とさせていただきます。

〔大村君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大村議員。

1番（大村 隼君） 答弁いただいて、ありがとうございます。

答弁の中にありましたけれども、今後の町の取組として、労働生産性の向上、そして、人手不足の解消、業務の自動化への活用というものについて、考えられればということを書いておられました。

佐用町では、やっぱり、この人口、全国的な人材難、これも問題になっています。その結果、佐用町の公務員採用に関する部分にも、ちょっと、応募が少なかったり、また、採用辞退、そういったものが起きているような話もありましたけれども、そういった部分に対応するためにも、やはりこの AI、AI だけではなくて、この新しい技術を活用することで、そういったものの人手不足、そして、また、人の皆様の仕事の負担を減らしていく、そういった部分というのが、すごく重要なのかなというふうに思っております。

今回、生成 AI のお話をお伺いしようと思ったんですけども、やっぱり活用に関して、どのようにしていくのかという部分については、まだまだ、各自自治体によって、対応がまちまちであるというような話がされていましたが、神戸市議会というか、神戸市のほうでは、条例づくりをして、今後、活用していこう。そのルールづくりという部分については、先もって、していかなければいけないのかなというふうに思っているんですけども、思っています。

ですので、ちょっと、そのルールの部分についても、少しお伺いしたいなと思うんですけども、神戸市での条例には、追加というか、その後ろの部分には、安全性が確保された生成 AI に関しては、市長が別途定めて、定めることで利用ができるような条例の書き方がされています。そういった部分について、ちょっと、お伺いしたいんですけども、安全性を確保したい。現状は、ちょっと慎重に見極めたいというようなお答えをいただきましたけれども、そういった部分について、もし安全性が確保される、そういった部分があれば、やっぱり、その時にタイミングの状況を見て、見直ししていこうかなと、そういった部分については、想定されているのでしょうか。お願いいたします。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） まだ、そういう検討、始まったばかりであります。

神戸市は、非常に全国的にも、先に、かなり進んで、そういう条例も制定をしたり、かなり先進市として取り組んでおられるわけでありまして、そのために、私、佐用町としても、そこへ職員を派遣して、そういう状況を一緒に勉強をさせていただきながら、今後、佐用町にとって、必要な、適切な、そうした活用が、どうできるか。佐用町モデルとしてできるのかということも、検討させたいというふうに思っております。

ちょっと、余分になりますけれども、県が、今日の新聞なんかにも報道されています。以前から、県庁の庁舎を、ああして、撤去して、県職員の出勤を3分の1ぐらいにすると。それで、実際、その中でも、業務の効率化を図る。そこには、いろんな県の仕事を見ている、町の仕事もそうなんですけれども、県からの指示で、たくさんの指示事項、報告事項、報告書を求められる。そういう文書をたくさん作って、私らも決裁のところにはいっぱい来ます。そういうものが、そうした、ChatGPT のようなもので、基本的な簡単に作成ができれば、それは非常に業務が省略ができるわけです。

ただ、そのへんが、行政における業務の中で、それこそ、間違いがあっては困りますし、効率化だけを求めてできるものでもない部分があるわけでありまして、そのあたりも、やはり今後、非常に町としても勉強していかなきゃいけないと思います。

そういう中で、佐用町という、小さな、こういう自治体が、これには相当、お金もかか

るので、こういうシステムを導入したり、これを、これから、自治体の DX を進めて行く上でも、相当の投資をし、また、後の、それを維持していくための経費もかかる。だから、そのへんのことも見極めながら、費用対効果と効率化、また、職員の、そうした仕事面での省力化、そういうものを総合的に考えながら取り組むべきだろうというふうに思います。

5月から、そうした専門的な職員も、一応、採用しました。神戸市にも、そうした職員を、今、派遣をさせていただいております。

よそよりか、どんどんと、ずっと遅れてというわけにはいきませんが、他の自治体を先んじて、どんどんやっていくわけにも、なかなかいかない。佐用町ぐらいなレベルになってきますとね。そのあたりは、ひとつ状況をしっかりと把握しながら、担当者のほうも十分分かって進めてくれておりますので、そこは、専門的な担当者のほうにも、しっかりと、取り組んでいくようにという、私は、それは、指示をし、また、そういうことに期待をしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

〔大村君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大村議員。

1 番（大村 隼君） ありがとうございます。

一番、やっぱり大事にしたい部分というのが、安全性の部分というのは、すごく大事にされていると思います。

その中で、ちょっと、今回は、ネットワークの三層分離についても質問の内容に、お伺いさせていただきましたけれども、業務効率化、それには、やっぱりコストの問題も、実際、あります。

そして、また、安全を確保するためにも、コストがかかってきます。そして、この三層分離になると、やっぱり、なかなか、一般の企業とかでは、全然、こういうモデルを採用しているところはありませんので、なかなか、どうしてもサービスとして、先ほど、ちょっと、説明、答弁の中にありました。1つはマイナンバー系、そして、もう1つは LGWAN 系、そして、もう1つインターネット接続系という、こういう3つのネットワークを維持しなきゃいけない。それだけでも単純にお金かかります。

マイナンバー系なんていうのは、民間は、もう全然作りませんから、やっぱり、つくる企業も少なくなってくる。それで、利用する部分も、グッと高い。コストもすごくかかってくる。その部分、ちょっと、よく分かっています。そして、また、そこに市場競争がほとんど出てきませんので、グッと値段も、なかなか下がることもない。

そして、LGWAN 系も、また、同様の問題を抱えています。民間の人たちは、LGWAN に基本は参加しませんから LGWAN は自治体の問題になります。その部分についても、やはり開発になれば、また、LGWAN-ASP、アプリケーションサービスプロバイダ、そういったもので、アプリケーションを作成することになるとは思いますけれども、そういったサービスについても、やっぱり、ここも、また、市場原理が働かない。それによって、値段が上がっている。そういった部分についても、理解しているつもりですので、今回は、特に、この生成 AI というのは、基本的には一般の方に向けてのサービスになっていると思います。

その中で、インターネット接続系、そういった部分に属する形になると思うんですけども、今回、質問で聞かせていただきました α モデル、 β モデル、 β' モデル、この三層のネットワークモデルなんですけれども、全国の 86% が α モデルを、今のところ利用しているという、これは、これで間違いないんですかね。

今後、そういったところも、なかなかβモデル、β¹モデルに移行するというのは、なかなか難しいというような、すみません、これは他自治体の状況ですけれども、そういった自治体の状況としては、どんな現状になっているのか、お伺いいたしたいと思います。

〔情報政策課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 三浦情報政策課長。

情報政策課長（三浦秀忠君） お答えいたします。

今、総務省の調査によりますと、先ほど、答弁にありましたように、全国の自治体が更新時期を迎えておるわけなんですけれども、86%がαモデルのままの継続。三層分離、分けたままの形の継続をしておるんですが、兵庫県に聞きますと、兵庫県の自治体の中では、2、3、βもしくはβ¹のほうに移行する可能性があるかと、まだ、決定はしていないが、そういった移行も考えているということが言われております。

それで、先ほど、なぜ、そういったことになるかというのは、やはり、しっかりとした三層分離することによって、セキュリティを守っていくということが自治体の役目でありまして、それから、先ほど、議員もおっしゃったように、こういった財政上の問題もあります。

それから、そのセキュリティを守っていくための技術、もしくは技術者、そういったことについての問題点も各自自治体においてあるということ聞いております。以上です。

〔大村君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大村議員。

1 番（大村 隼君） ありがとうございます。

その中で、兵庫県はβモデルだったような気がするんですけど、採用されていると思います。

兵庫県自体は、兵庫県セキュリティクラウド、そういうのを採用していて、その市町、所属する市町というものが、それを参加して、その恩恵を受けられるようにはなっていると思うんですけども、その中で、先ほど、答弁の中にもあった部分がこれなのかもしれないんですけど、5月15日、今回、AIに関する勉強会もなされていたと思います。それは、もうこの間、もう発表されていて、インターネットでどんな内容が話されていたというのも出ていると思うんですけども、兵庫県の取組として、セキュリティクラウドとか、兵庫県の取組になると思うんですけども、そういったものを、今、利用して、今後、また、いろんなセキュリティの部分のサービスというものをクラウド化していきたいという、そういった部分もあるんだと思うんですが、兵庫県のサービスですけれども、そういった部分については、今、現状、取組としては、どのようなものが、例えば、例えばというか、この佐用町で導入されて、今後、どうなっていくのかなんていう、そういう展望みたいなものは、お伺いしているんでしょうか。ちょっと、お伺いします。

〔情報政策課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 三浦情報政策課長。

情報政策課長（三浦秀忠君） 今、ご質問いただきました内容につきましては、もちろん、佐用町としては参加して、そういった恩恵を受けておるわけなんですけれども、より細かい、具体的な内容についてのお示しについては、まだ、今、ありません。

実際、参加できるべきことは、参加しておりますけれども、今後の検討だと考えております。

〔大村君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大村議員。

1 番（大村 隼君） ありがとうございます。

先ほど、答弁にもありましたけれども、コストの問題、何でも便利だから導入したらいいって、それは、できればいいんですけれども、コストの問題、セキュリティの問題、いろんな問題があると思います。

特に、自治体のほうで利用する分には、特に安全性は重要になってくる。昨今、マイナンバーの入力間違いの話とか、そういった問題もあります。これは、どちらかという、人的な問題ではあるとは思いますが。システムから漏洩したというような話は聞いていませんけれども、やっぱり、そのセキュリティに関して、それが、今、新聞などで話題になっているのもセキュリティに関する注目度というか、それが高くて重要性が高いからだとは思いますが、そのセキュリティの重要さ、そういったものは引き続き気をつけていただいて、今も、もちろんしていただいていると思いますけれども、引き続き、気にしていきながら、できることがあれば、この生成 AI という部分、そういった部分を業務の効率化、そういったものに使っていただけるんだとしたら、使っていただけるようにというような思いもありまして、今回のお話をさせていただきました。

答弁に、少しありましたけれども、著作権の問題に関して、ちょっとお話をお伺いしたいと思います。

今回、AI と著作権の関係等についてという文書を文化庁の著作権課のほうから出しているんですけれども、また、6月19日に文化庁の勉強会、これはオンラインで行われる、YouTube で行われるものだったと思うんですけれども、そういったものが開催されます。同じように、兵庫県でも5月15日に勉強会が開催されましたけれども、こういった、いろんな AI を巡る各省庁ないしは兵庫県、そういったものが実施するような勉強会について、今現状、参加されているのでしょうか。そして、今後、参加していこうというか、そういうような勉強というか学習、そういった部分、研究について、今後、どうしていこうかという、そういうビジョンがありましたら、お伺いしたいと思います。

〔情報政策課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 三浦情報政策課長。

情報政策課長（三浦秀忠君） 当然ながら、必要性は感じております。

ということで、内容が具体的に見えてきた段階で、先ほど町長の答弁でもありましたように、CIO 補佐官もおりますし、もともとの基礎ができておる中で、そういった勉強を、自治体 DX を進める上では、非常に大事なことです。ぜひできる分には参加させていただいて、佐用町のために、そういったことを進めて行きたいと考えております。

議長（小林裕和君） 大村議員。

1 番（大村 隼君） はい、ありがとうございます。

生成 AI は、技術としては、そこまで新しいものではないんですけども、実際、こういうふうな、現実、自分の事業だったり、自治体の業務だったり、そういったものに生かせるというようなタイミングになってきたというのは、本当に最近の話だと思います。

前の一般質問の教育に関してお伺いした時にも、学校で AI ドリル、そういったものを利用していているというような話をお伺いしました。

また、今後、例えばですけども、ケアプランですね、ケアプランの作成についても、なかなかケアプランの作成というのは、いろいろな技術、そして知識があって、医者であったり、介護士であったり、いろんな方の知識というもののレベルがあって、なかなかプランを作るのが難しいなんて話もありますけれども、それを AI を用いて、よりよくできるんじゃないか、そういうふうな開発がされているような部分もあります。いろんな部分に、教育だけじゃなくて、もちろん介護、そういった部分もそうですけれども、もちろん、情報技術もそうです。今回、質問書の中に書かせていただいた Vtuber、そういった広報に関してもそうですけれども、この AI というのは、本当に多岐にわたって、いろんな部分で利用できる部分がありますので、そしてまた、今後、やっぱり考えて行かなきゃいけないというところなのかなと思いますので、ぜひ、勉強をしっかりと、大変だとは思いますが。皆さん、お忙しい中、大変だとは思いますが、しっかりと、生成 AI は、やっぱり、どうしても出て来てしまったので、出て来てしまったら、正直、蓋はできない。もう進んでいくのは間違いない状況にありますので、これを逆に、いかに上手に利用していけるのかなと、そういった部分で、しっかりと研究を進めていっていただくのが、今後の町にとっていいのかなと思います。

特に、一番、僕が気になっているのは、人材難というか、職員をどう確保していくかという問題、もちろん、人口もそうなんですけれども、そういった部分についても、すごく、やっぱり大切なのかなというふうに思います。

個人的に、ちょっと、辞退がたくさん、たくさんというか、今回、出たという話をお伺いしましたけれども、内定辞退ですね、ちょっと、それもすごく寂しいなっているところがあるんですけれども、どうしても、各自治体取り合いですので、なかなか、その部分というのは大変だと思います。

1つ、こういう新しい技術を使う、使える職場であるというのが、1つの魅力となって、また、ここへ来て、佐用町の職員として、しっかりと働いていただけるという、そういうような状況になるのも、また1つ、嬉しいことなのかなという思いもありまして、ちょっと、今回、AI の質問をさせていただきました。

何のために、特に、これ効率化するのかということ、やっぱり住民に、もっと向き合う、対話の時間、対応できる時間というのを増やすために、やっぱり対応していくべきであるという思いは、すごく持っていますので、ぜひ今後も、ちょっと研究のほうを進めていただければと思います。よろしくお願いたします。

これで、1つ目の質問に関しては、終えさせていただきます。

続きまして、2つ目の質問をさせていただきます。

空き家対策について、お願いたします。

今年度から、今まで企画防災課で行われていた特定空き家の対応に関して、商工観光課の空家・定住対策室に一本化されました。

国会では、空き家への対策を強化するための空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案が審議されています。これ質問提出時のことですが、

佐用町でも、空き家への対策を、さらに強化する必要があるのではないかと思います。

新しい体制となった空家・定住対策室としての考え・今後の方針、取組などをお伺いいたします。

また、対策としての空き家バンクに関しても、お伺いいたします。

空き家バンクの昨年度の実績を、教えていただければと思います。登録件数、成約件数は何件でしょうか。

そのうち、YouTube で動画を公開している分の成約件数とその割合はどうなっているのでしょうか。

YouTube の佐用町 空き家チャンネルの登録者数は 300 人を超えており、視聴回数も 1 万回以上の動画もあります。佐用町の空き家情報発信のメディアとしてさらなる強化を行うべきと考えますが、ショートを活用や動画数を増やすなど、今後の運営方針についてお伺いいたします。

また、現在、商工観光課では、観光キャンペーンとして、幸せの黄色いまち佐用町 (HELLO YELLOW SAYO!!) を実施しておりますが、それを空き家対策に生かしていくことは考えておりますか。お伺いいたします。

議長 (小林裕和君)

庵途町長。

[町長 庵途典章君 登壇]

町長 (庵途典章君)

それでは、大村議員からの 2 つ目のご質問であります空き家対策について、お答えをさせていただきます。

まず 1 点目の新しい体制となった空家・定住対策室としての考え、今後の方針、また、取組についてでございますが、議員もご承知のとおり、この 4 月より危険空き家の対応を企画防災課から商工観光課に事務移管し、室の名称を「定住対策室」から「定住・空家対策室」に変更したところでございます。

今後は、商工観光課定住・空家対策室を中心として、関係課と連携を図りながら佐用町空家等対策計画に基づき、空き家対策の推進を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、議員ご指摘の、国において空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案が審議をされておまして、本町においても、今後の法律制定に合わせて佐用町空家対策計画や佐用町老朽危険空き家等の適正管理に関する要綱等の見直しの必要性を感じているところでございます。

次の佐用町でも空き家への対策にさらに強化する必要があるのではないかとこの点でございますが、町においても令和 5 年 3 月 31 日現在、特定空き家として、今まで 22 件認定し、うち、20 件が解決しておりますが、この 4 月以降も新たな危険空き家の情報を多くいただいております。これからは危険空き家の増加が見込まれ、また、既に報告を受けている危険空き家についても経年劣化による危険性が懸念されることから、改めて現状を把握し、所有者への適切な助言・指導を行い、地域住民が安心して暮らせるまちを目指すとともに、生活環境の保全に努めてまいりたいと思います。

また、再利用できる空き家は、引き続き空き家バンク制度において積極的な運用を図り、今年度内には町内で空き家相談会の開催計画も進めております。これまでも空き家登録の申請時に登録条件に適さなかった物件や、中には危険な空き家物件もありましたので、今

後は空き家関連の窓口1本化により、迅速な対応ができるように努めてまいりたいと思っております。

次に2点目の昨年度の空き家バンクの実績とそのうち、YouTubeで動画を公開している分の成約件数とその割合についてというご質問でございますが、空き家バンク登録件数が23件で、成約が賃貸3件を含む12件となっております。そのうち7件が定住・移住サイト「さよふにきて一な」上でYouTubeで動画を公開しており、約6割が成約件数の割合となります。

次に、3点目の情報発信の今後の運営方針についてであります。業務提携している合同会社佐用鹿青年部が、この5月からYouTubeにてCM動画を配信するなどPRの拡大を図っており、今後、定住・移住専用のYouTubeチャンネルを新たに設置し、空き家情報のみならず、空き家バンクの制度や移住者体験談など、移住希望者の目線で、よく分かりやすく、また、興味をもてる内容として情報発信を計画しております。

情報発信には多岐にわたる方法がございますが、利用者からの要望や発信方法を研究して、今後も効果的なPRに努めてまいりたいと思っております。

次に、4点目の観光キャンペーンとして、幸せの黄色いまち佐用町を空き家対策に生かしていくことは考えていますかということについてでございますが、いずれにしても、移住者や定住者を増やすためには、佐用の魅力や生活環境に関する情報を発信することであり、今後「幸せの黄色いまち佐用町」をキャッチフレーズとして情報発信を行い、佐用の町の魅力を伝え、空き家対策にもつなげていきたいというふうに考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔大村君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大村議員。

1番（大村 隼君） ありがとうございます。

まず、新しく、定住・空家対策室に一本化されたことについて、まず、お伺いいたします。

今回、企画防災のほうから、商工観光の定住対策室のほうに空き家対策を一本化して、定住・空家対策室というふうになりましたけれども、ここの人数については、例えば、企画防災課の方が追加されたというような形になるのでしょうか。それとも、ただ、業務のみが増えたような、実際、業務のみが移った感じになるのでしょうか。お伺いいたします。

〔副町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 江見副町長。

副町長（江見秀樹君） 失礼いたします。

まず、企画防災課の防災対策室のほうは、人数としては、そのままでございます。これについては、以前に、ちょっと、人事異動の関係で、1名、もともと減っておりましたんですけれども、今回、この業務の移動に合わせて、そこを減らすということはしておりません。

旧定住対策室のほうについては、1名の増員をしております。ですので、防災対策室の職員を異動させたということではなくて、もともとの、その定住対策室の体制を充実させるとともに、地域おこし協力隊の定住促進コーディネーターも採用しておりますので、そ

この体制を充実させたということでございます。

いずれにしましても、空き家が町内で、大変増加をしておりますので、これから人口減少と相まって、大きな課題になってきておりますので、この分野に資源を注力したと、そういう体制を組んだということでございます。

〔大村君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大村議員。

1番（大村 隼君） ありがとうございます。

ということは、新しくなった定住・空家対策室に1人、人員が追加されていると、そういうふうな認識で間違いないですね。ありがとうございます。1人、対策していただける方が増えたということ、それはすばらしいことだと思います。

ただ、今回、結構、その特定危険空き家、そういった部分に関する、もちろん業務が、新しく移っただけではなくて、今回、法律のほうで、この法律案のほうでは、新しく管理不全空き家まで、ちょっと、対応を広げていこうと、そういうふうな法改正がなされるのではないかというふうになっておりますけれども、そういった部分、さらに管理不全空き家、特定危険空き家は、その危険性があるかないか、そういった部分がすごく重要だったとは思いますが、その管理不全空き家も、管理不全空き家は（聴取不能）じゃないけれども、屋根が崩れているとか、そういった部分が、言ってしまうと、管理不全空き家にはなるとは思うんですが、そういった部分の対応まで入ってくるとなると、1人の人員で、ちょっと足りるのかなというふうな心配はあるんですが、そこは、まだ、法改正が、実際に行われる。何日からというふうにあると思いますけれども、それ以降の話になるかなとは思いますが、それについては、何か、プランがありましたら、お伝えいただければと思います。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 実際、ずっところ、それぞれの地域、本当に近くを見渡していただいても、空き家が増えて、経年、数年、年がたつほど、当然、管理ができなくなり、管理不全空き家になり、それが、危険空き家になりと、そういうふうに進んでいくわけですね。

ですから、その中で、できるだけ、管理が、一応、まだ、その持ち主さんがされている間に、できるだけ、空き家バンク等を通したり、それなりに、個人個人のルートでもいいんですが、次の方が利用できるように、空き家の活用ができれば一番いいんですが、そういう中で、この危険空き家になる前にどうするか。実際に、その対策について、国も、やはり危険空き家だけでは、到底追いつかないと、そうした、管理不全空き家というのは、これ、一気に軒数は増えます。ですから、それに対して、町としても、実際、今、副町長も申し上げましたとおり、今後、さらにこれが大きな社会問題、町の課題、問題になってくるわけなので、なかなか、これの空き家の活用と言っても、それは、本当に一部であり、多くは、しっかりと、最終的には除却、取り壊しをして、きれいに整理をしていくということも、これも実際、視野に入れて行かなきゃいけない。ですから、それは、個人の所有者が基本的にしていただくのが原則ですが、そういう支援を、町もしていく必要があるかと、それについては、なかなか、国のように、危険空き家のように、認

定を受けて、幾らの助成をしますというのは、この件数が非常に多いですから、そこに入っていくと、町の財政も非常に大変なことになるのではないかと、私は、認識を持っているんですけども、ただ、取り壊す、除却するのに当たっても、その除却費というのが、非常に高額になっています。

特に、今、非常に環境問題の中で、当然、そうした廃材というものは分別をして、昔の建物には、石綿等なんかが使われていたり、そういうものも、個人のものであっても、規制を受けるといようなことになってきますし、そういうものの瓦礫というものを処分するのに、非常にたくさんの経費、お金がかかりますので、それが、最終的に持ち主の個人の負担になって、それが高額になるために、なかなか対応できない。だから、放置してしまうと、そういう悪循環になっている。既に、そうなっている部分が大いんですけども、今後、それが、ますます増えるということを、私も懸念しておりますので、町が、行政としてできる1つの支援としては、そうした瓦礫等の処分の中で、多くを占める瓦でありますとか、壁土とか、その重量があるもの、そういうもので、環境に影響を受けないようなものは、町内で処分地を設置をして、できるだけ安く処分ができるように、今、支援をするといようなこと、そういうことが、1つの空き家が、危険空き家が、いつまでも放置されない1つの方法でも、支援になるのではないかなというふうに考えてもおります。

そういうことで、なかなか、これから、今ある軒数考えていくと、今、1,000軒ぐらいな空き家があるでしょう。そのうち、多分、空き家バンクとか、そういうことで使われる、それを引き続いて、誰かが使っていただけるように、また、改修してするものというのは、その1割もあればいいほうで、大部分は、本当に、それを取り壊して、除却しなきゃいけないという状況になっていることは、もう明らかなので、そのへんに対して、すぐには、そういう処分地というのは、簡単にできないんですけども、私は、中長期的な観点から、そういうことに、ちゃんと、それを見据えて、行政としてできることをやっていかなきゃいけないんじゃないかなというのを、1つの、町としての課題として、私は持っております。以上です。

〔大村君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大村議員。

1番（大村 隼君） ありがとうございます。

やっぱり、家を全部、ほかの方に売って、それを活用してもらうなんてことは、なかなか難しいわけで、実際、つぶれかけている、じゃあ、それは除却しなければならない、そういうような話になると思いますので、その中で、処分の中でも、金銭的軽さの問題で、大変な瓦、ないしは壁土、こういったものについては、町内の処分地を設置をしようと考えておられるということなので、これは、処分できるようにというふうに考えていただいているようなので、それは、すごく皆さんにとって助けになるんじゃないかなという思いはあります。ありがとうございました。

やっぱり、そのあたりで、人数的な部分も対応する、そういう管理不全とかになれば、人数的にも、やっぱり大変になってくる部分もあると思いますけれども、1人、今後、また、必要になってくるのであれば、また、人員の追加というか、そういった部分についても、ぜひ、ちょっと、考えていただきたいなと思います。

ちょっと、お話の中で、答弁いただいた中で出てきた勉強会、空き家の対策に関する勉強会というようなものを住民の方にしていることがあるというふうに言っていたと思うんですけども、それは、すみません、ちょっと、細かく僕も、その資料、今、手元に

ないんですけれども、その勉強会というのは、どれぐらい、実際、例えば、昨年度では開催されたんでしょうか。お伺いたします。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 諏訪商工観光課長。

商工観光課長（諏訪 弘君） 失礼します。お答えします。

現実的な、その回数については、何回というのは、ちょっと、資料持っておりませんが、例えば、地域づくり協議会、そういったところにおきまして、空き家に関する相談会でありますとか、そういった研修を持ったというふうなことを、ここ1年の間やっております。以上でございます。

〔大村君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大村議員。

1 番（大村 隼君） ありがとうございます。すみません。名前間違ってしまうて申し訳ないです。勉強会じゃなくて、相談会ということで、あれでしたけれども、こういった相談会についても、僕も一度、まだ、議員になる前だったと思うんですけども、この相談会という部分に移住者の視点から参加してほしいというようなことを言っていて、移住者としての思いというものをお話させていただいたりしたんですけども、こういった部分、こういった相談会とか、地域の方に向けてのお話というのは、すごく重要なんだろうと思います。

やっぱり、愛着がある。大事に思っている家だから、なかなか手放すのが難しいとか、そういったお話もお伺いします。同時にこれは、そういう話も聞きますけれども、さっさと処分したらいいのというようなお話も聞きます。これは、住民の方のお話ですけども、いろんな意見がある中で、やっぱり、その空いていく空き家の対策というのは、今後、本当に大きくなっていく問題ですので、今後また、今回、定住・空家対策室ですね一本化されたのがありますし、ぜひ強化して、しっかりと取り組んでいただければと思います。

その中で、ちょっと、YouTubeの話だけ、最後、少しさせていただきたいと思うんですけども、このYouTubeで動画公開されていますけれども、12軒のうち7軒がYouTubeでも公開していたということですけども、こういったメディア、情報発信のメディアというのは、やっぱりたくさんあります。今、テレビで見たから、テレビで移住の番組もありますけれども、そういったものもあれば、このYouTubeだとか、いろんなホームページもそうですけれども、相談会、そういったものもあると思います。

この「さよなきて一な」とかのキャンペーンですね、佐用鹿青年部さんとやっていたようなPR活動の中で、やっぱり、お話聞いていたのは、コロナの期間中というのは、なかなか活動ができなかった。相談会も実際、大阪や阪神のあたりで開催される分についても、なかなか参加ができないというか、なかったというような、そんな話もお伺いしていますけれども、その中で、1つ、やっぱり自分のメディアとしてのYouTubeというのは、すごく有効なのかなと考えているんですけども、そういった部分に関しては、引き続き、お話をお伺いした中では、広告ですかね、インターネット広告のほうをしていこうというふうなお話が、答弁の中でありましたけれども、引き続き、さらに拡大していく感じですか、引き続きというような感じなんでしょうか。お伺いたします。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 諏訪商工観光課長。

商工観光課長（諏訪 弘君） はい、お答えします。

空き家の動画の発信につきましては、令和2年から、コロナの影響で、なかなか現地案内ができないというところで、動画の作成を進めております。

令和4年度より本格的に動画を作成して、ホームページ上にアップしたところでございます。

さらに、なかなか、ホームページ上では見られる方、件数、まだまだ、少ないというふうなこともございまして、もっともっと、見ていただくような形で、移住定住専用の独立した YouTube チャンネルを、また、おきまして、その中で、空き家バンク制度であったり、それぞれの既に、移住された方のお声だったり、そういったものを載せて、さらに進めて行きたいなというふうなことを考えております。以上でございます。

〔大村君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大村議員。

1 番（大村 隼君） ありがとうございます。

この空き家対策という部分でいくと、やっぱり、今ある家を、どういうふうに活用していくのか、そして、増えていって、どうしても管理ができない。そういったことも、もちろん、いろんな事情であるとは思いますが、そういった部分を、どのように除却していくのかという部分というのは、すごく大切で大きな問題として捉えていただいているということは、すごく今後、やっぱりしっかりと考えていただけるんだろうなというところで、安心させていただいています。

今後、引き続き、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（小林裕和君） 大村 隼議員の発言は終わりました。

お諮りします。あと、5名の方の質問が残っておりますが、これにて本日の日程は終了したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めますので、これにて、本日の日程を終了します。

次の本会議は明日6月7日、午前10時より再開します。

本日はこれにて散会します。御苦労さまでした。

午後03時25分 散会